

建設業におけるコンプライアンスの整備状況

- 独占禁止法を中心として -

平成19年5月

公正取引委員会事務総局

目 次

はじめに	1
第1 アンケート調査の趣旨等	2
1 調査の趣旨	2
2 調査の対象等	2
(1) 建設業者の内訳構造	2
(2) 調査対象とした企業	4
(3) 調査項目	6
第2 アンケート調査結果	7
1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況	7
(1) コンプライアンス・マニュアル	7
(2) コンプライアンス担当部署の設置状況	9
(3) コンプライアンス委員会等の設置状況	10
2 独禁法関係のコンプライアンスの取組	11
(1) 独禁法違反に対する認識	11
(2) 独禁法遵守の規定の策定状況	13
(3) 独禁法の法令遵守に関する研修の実施状況	14
(4) 独禁法に関する社内監査の実施状況	18
(5) 独占禁止に関するヘルプラインの設置状況	20
3 独禁法のコンプライアンスの実効性確保	23
(1) 独禁法違反への対応	23
(2) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価	27
(3) 独禁法違反に対する懲戒処分の内容	28
(4) コンプライアンスの取組への経営トップの関与	30
4 独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し	32
(1) 独禁法改正によるコンプライアンス・マニュアルの見直し	32
(2) 改正独禁法の社内周知	34
(3) 独禁法違反行為についての社内監査	36
(4) 課徴金減免制度の利用	37
(5) 課徴金減免制度の評価	39
5 入札談合防止のための取組	41
(1) 入札談合の原因	41
(2) 入札談合防止の取組	43
(3) 入札談合防止のための有効な取組	45
6 最近の入札制度改革等に対する評価	48

(1) 公共工事品質確保法等による入札制度改革に対する評価	4 8
(2) 一般競争方式の拡大についての評価	5 0
(3) 入札制度改善のための改革	5 2
7 調査結果を踏まえた考え方	5 5
(1) コンプライアンスの整備及び組織体制状況等	5 5
(2) 独禁法関係のコンプライアンスの取組	5 6
(3) 独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保	5 7
(4) 独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し	5 8
(5) 入札談合防止のための取組	5 9
(6) 最近の入札制度改革等に対する評価	6 1
(7) 総括	6 2

はじめに

経済取引における公正な競争を一層促進させるためには、改正独占禁止法（以下「独禁法」という。）の厳正な執行を行うとともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、公正取引委員会としては、独禁法のコンプライアンスの向上に対する支援を重要な施策の一つとして推進しているところである。

昨年は、企業コンプライアンスの向上に対する支援のための取組の一環として、東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施し、平成18年5月、企業におけるコンプライアンスを取り巻く環境及びその実態についての報告書（「企業におけるコンプライアンス体制について - 独占禁止法を中心とした整備状況と課題 - 」）を取りまとめたところである。

今般、建設業に焦点を当てるとともに、コンプライアンスの向上のための条件が大企業とは相当異なると考えられる中小企業も含め、平成18年9月に建設業者1,700社を対象に、コンプライアンスの整備及び組織体制状況、独禁法関係のコンプライアンスの取組、独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保、独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し、入札談合防止のための取組並びに最近の入札制度改革等に対する評価についてアンケート調査を実施することとした。

独禁法のコンプライアンスの状況については、平成18年1月に改正独禁法が施行されてから現在まで1年以上経過したところであるが、その間、沖縄県発注の土木及び建築一式工事に係る入札談合事件、国土交通省、独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事に係る入札談合事件、名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件等、改正独禁法施行後においても、引き続き、建設業において、官製談合を含めた入札談合事件が頻発している。

企業の立場からみても、従前に比べ、独禁法の課徴金算定率の引上げ、発注機関による指名停止期間の延長、違約金の率の引上げ等損害賠償の強化及び建設業法上の営業停止処分等入札談合に対するペナルティの強化といった動きがあり、入札談合がいったん発覚すると甚大な損害を被る可能性があることから、コンプライアンスの向上は焦眉の急となっている。

また、行政からの措置としても、最近の独禁法違反事件における排除措置において、独禁法の遵守についての行動指針の作成又は改定、営業担当者に対する独禁法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査等、コンプライアンスの整備を図らせる内容のものが多く含まれている。

本報告書は、上記のアンケート調査の結果を踏まえて、建設業におけるコンプライアンスの現状について整理を行い、独禁法を中心とした建設業者のコンプライアンス整備について支援を行おうとするものである。本報告書が建設業におけるコンプライアンス整備の一助となり、入札談合を中心とした独禁法違反行為の未然防止に役立てば幸いである。

第1 アンケート調査の趣旨等

1 調査の趣旨

公正取引委員会は、企業コンプライアンスの向上に対する支援のための取組を行ってきているが、今般、建設業において独禁法を中心としたコンプライアンスの整備状況を把握し、コンプライアンス向上を支援する観点から、中小企業も含めた建設業者1,700社を対象としたアンケート調査を実施した。

今回の調査で建設業を対象とした理由は、

建設業においては従来から官製談合事件を含めた入札談合事件が頻発していること

改正独禁法の施行を契機とした業界団体からのコンプライアンス徹底の通知の発出など、独禁法のコンプライアンスについての関心が高まっていること

公共工物品質確保法の施行など入札制度改革が急速に進展していること
等が挙げられる。

調査項目としては、大きく分けて、独禁法を中心としたコンプライアンスの体制整備及び取組の状況に関する項目と、入札談合に対する意識に関する項目となっている。

なお、平成18年1月には、業種を問わず東証一部上場企業約1,700社に対して同様の調査を行っている。

2 調査の対象等

(1) 建設業者の内訳構造

建設業法上、「建設業」とは、元請・下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業であり、「建設業者」とは、許可を受けて建設業を営む者と定義される。建設業許可には、業者が行う工事の種類による分類（建築、土木等28業種）や複数の県に営業所を設置するか否かによる分類（大臣許可又は知事許可）がある。公共工事を請け負おうとする業者は、許可とは別に、経営状況についての審査（経営事項審査）を受審することが義務付けられているところ、我が国に存在する約54万の建設業者のうち、経営事項審査受審業者は約18.3万業者（うち公共工事元請業者は約7.7万業者）存在するとされる。

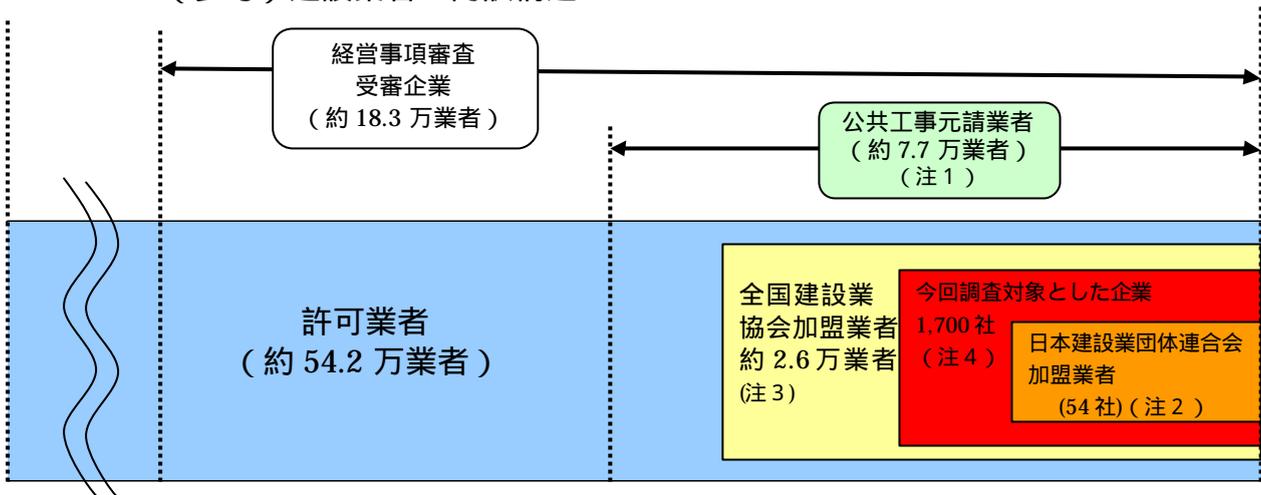
なお、約54万業者のうち、資本金1億円以上の企業は1.2%で、全体の99%は中小零細業者である。

（参考）許可区分別業者数（2006年3月末）

	大臣許可	知事許可	合計
業者数	10,541	531,723	542,264
割合	1.94%	98.06%	100%

出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」

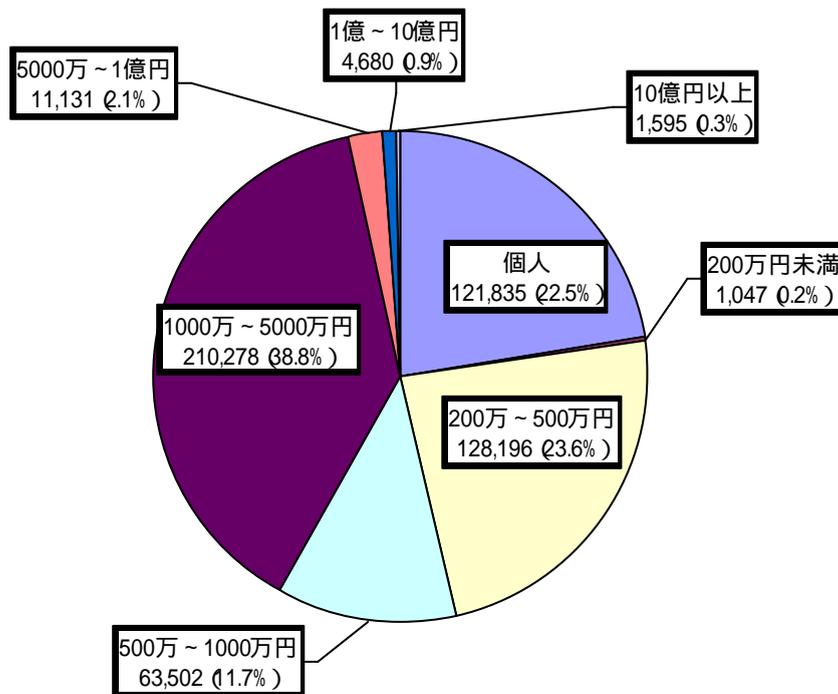
(参考) 建設業者の内訳構造



- (注1) 公共工事の約70%をカバーする前払対象工事の元請となった実績のある業者数から推計(平成17年度)
- (注2) 日本建設業団体連合会には、全国展開している大手ゼネコン54社が加盟(平成18年5月)
- (注3) 全国建設業協会には、全国展開している大手ゼネコンに加え、都道府県知事許可業者を含む地域を基盤とするゼネコン等が加盟しており、その数は約2.6万業者(平成18年6月)
- (注4) いわゆるスーパーゼネコン(大成・鹿島・清水・大林・竹中)を含む全国的に事業を展開しているゼネコン、地域を基盤として事業を行っているゼネコン等のうち経営事項審査を受け、公共工事の実績がある業者で、かつ2つ以上の都道府県に営業所を設置している許可業者(大臣許可業者)1,700社

出所：国土交通省建設産業政策研究会資料等を基に作成

(参考) 建設業の資本金規模別許可業者数(2006年3月末)

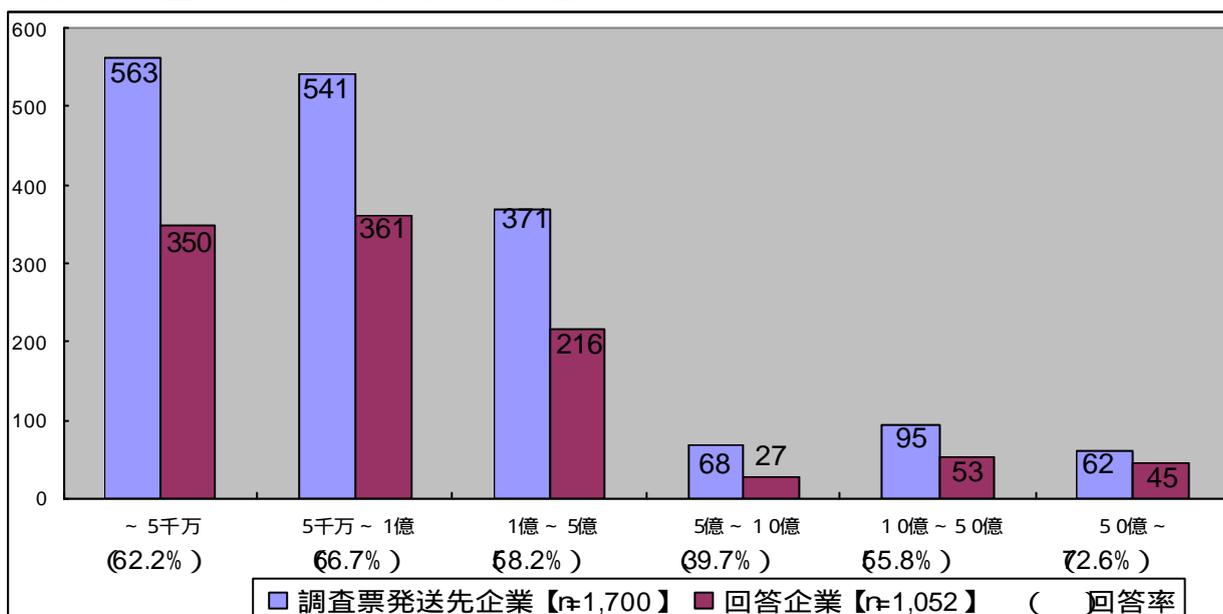


出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」

(2) 調査対象とした企業

今般の調査は、いわゆるスーパーゼネコンを含む全国的に事業を展開しているゼネコン、地域を基盤として事業を行っているゼネコン等のうち経営事項審査を受け、公共工事の実績がある業者で、かつ2つ以上の都道府県に営業所を設置している許可業者（大臣許可業者）1,700社を対象に、平成18年9月の状況についてアンケート調査を実施した。回答数は1,052社、回答率は61.9%であった。

< 調査対象企業の資本金別内訳及び回答率 >



なお、資本金5億円未満の企業については、会社法で法令遵守に係る体制整備が求められておらず、大企業と同等のコンプライアンスのための体制整備を求めることは困難であるが、このような中小企業についても、コンプライアンスの整備状況を把握する観点から、大企業と同一内容の調査を行っている。

また、建設業の許可には、「土木」、「建築」など建設工事の種類に応じて28の許可が存在するが、今回の調査における「土木」及び「建築」に着目した回答者層の内訳は以下のとおりである。

< 回答者層の内訳 >

許可業種	企業数	構成比
「土木」及び「建築」のいずれについても許可を得ている事業者	705	67.0%
「土木」についてのみ許可を得ている事業者	242	23.0%
「建築」についてのみ許可を得ている事業者	62	5.9%
専門工事業（例えば、ほ装、水道施設など）についてのみ許可を得ている事業者	43	4.1%
計	1,052	100.0%

(参考) 各資本金区分に対応する企業のイメージ

(1) 資本金区分と公共工事受注額等との関係は次のとおりである。

- ・ 50億円以上の企業については、いわゆるスーパーゼネコン(大成・鹿島・清水・大林・竹中)を含むほか、この次のクラスの手ゼネコン(熊谷組ほか10社)とその次のクラスの中堅ゼネコン(間組ほか29社)の一部が含まれる。また、発送先62社のうち47社が東証一部上場企業である。公共工事受注額は82%が100億円以上であり、残りの企業はそれ以下となっている。
- ・ 10億円以上50億円未満の企業については、中堅ゼネコンの一部が含まれる。また、発送先95社のうち20社が東証一部上場企業である。公共工事受注額は40%が100億円以上、40%が10億円以上100億円未満である。
- ・ 5億円以上10億円未満の企業については、公共工事受注額は59%が10億円以上100億円未満、26%が100億円以上である。
- ・ 1億円以上5億円未満の企業については、公共工事受注額は57%が10億円以上100億円未満、35%が1億円以上10億円未満である。
- ・ 5千万円以上1億円未満の企業については、公共工事受注額は47%が1億円以上10億円未満、46%が10億円以上100億円未満である。
- ・ 5千万円未満の企業については、公共工事受注額は58%が1億円以上10億円未満、14%が1億円未満である。

(2) 各資本金区分に対応する個別の企業の売上高、従業員数、営業利益率等の状況を例示すると次のとおりである。

資本金区分	会社	資本金(円)	本店所在地	従業員(名)	売上高(円)	営業利益率	主な工事
50億円以上	A	1124億	東京都	9,465	1兆7439億	3.1%	官公庁舎, 病院, 空港ターミナル, 地下鉄等
	B	500億	東京都	1,832	6223億	9.7%	マンション, 消防署等
	C	133億	東京都	2,543	3263億	3.2%	発電所, 下水処理場等
10億円以上 50億円未満	D	30億	東京都	934	721億	2.4%	トンネル工事, ダム工事等
	E	23億	広島県	1,171	405億	0.2%	河川改修, 地下管路敷設等
5億円以上 10億円未満	F	7億8000万	広島県	645	531億	3.9%	線路保守工事, トンネル工事等
	G	6億	東京都	388	298億	1.8%	大学寄宿舍, 郵便局, 幼稚園等
1億円以上 5億円未満	H	4億8000万	東京都	421	321億	1.4%	集合住宅, ゴルフ場, 浄水場等
	I	2億4000万	富山県	84	68億	不明	護岸工事, 高架橋下部工事, 宅地造成工事等
5千万円以上 1億円未満	J	8000万	東京都	149	不明	不明	商工会議所, 老人保健施設, 歩道橋等
	K	7000万	山梨県	50	不明	不明	駐屯地整備工事, 公園石階段, 小学校屋外運動場等
5千万円未満	L	4000万	千葉県	16	不明	不明	寄宿舍改修工事, 役場庁舎増築工事, アパート屋上防水工事等
	M	3000万	佐賀県	40	16億	不明	給食センター改築等

(各社ウェブサイト等から作成(平成19年2月))

回答のあった企業の資本金区分と従業員との関係を見ると、資本金額が大きくなるにつれて、従業員数も大きくなる関係がみられた。ただし、例外的に、一部の企業では、資本金額が大きいにもかかわらず、従業員数が少ないといった状況もみられた。

(参考) 今般の調査における資本金区分と従業員数との関係

	300人未満		300人以上 1,000人未満		1,000人以上 10,000人未満		10,000人以上		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
5千万円未満	350	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	350	100.0%
5千万円以上 1億円未満	358	99.2%	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	361	100.0%
1億円以上 5億円未満	184	85.2%	32	14.8%	0	0.0%	0	0.0%	216	100.0%
5億円以上 10億円未満	15	55.6%	11	40.7%	1	3.7%	0	0.0%	27	100.0%
10億円以上 50億円未満	10	18.9%	38	71.7%	5	9.4%	0	0.0%	53	100.0%
50億円以上	1	2.2%	12	26.7%	31	68.9%	1	2.2%	45	100.0%
計	918	87.3%	96	9.1%	37	3.5%	1	0.1%	1,052	100.0%

(3) 調査項目

今回のアンケート調査では、昨年実施の全業種を対象としたアンケート調査における質問項目とほぼ同様の項目について調査を行った。今回の調査項目は、コンプライアンスの整備及び組織体制状況、独禁法関係のコンプライアンスの取組、独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保、独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し、入札談合防止のための取組並びに最近の入札制度改革等に対する評価の6つである。

第2 アンケート調査結果

1 コンプライアンスの整備及び組織体制状況

<ポイント>

(全体)

コンプライアンス・マニュアルを定めている企業は32% ,コンプライアンス担当部署等を設置している企業は43% ,コンプライアンス委員会等を設置している企業は17%にとどまる。

(資本金別)

コンプライアンス・マニュアルを定めている企業は ,資本金 5億円以上の企業で74%以上 ,コンプライアンス担当部署等を設置している企業も ,資本金 5億円以上の企業で78%以上。他方 ,資本金 5億円未満の企業では ,それぞれ ,32%以下 ,47%以下にとどまる。

コンプライアンス委員会等を設置している企業は ,資本金10億円以上50億円未満の企業で62% ,資本金50億円以上の企業で82%。他方 ,資本金 5億円未満では18%以下にとどまる。

(1) コンプライアンス・マニュアル

企業コンプライアンスの基本的な整備状況について実態を把握するために ,法令遵守の観点から行動指針 ,倫理規定 ,CSR規定など名称のいかんを問わず ,いわゆるコンプライアンス・マニュアルを定めているかについて尋ねたところ ,「定めている」と回答した企業は32%にとどまっている。ただし ,資本金別にみると ,資本金 5億円以上の企業の74%以上が「定めている」と回答している。

なお ,昨年調査における建設業の回答(注)では ,コンプライアンス・マニュアルを定めている企業は84%であった。

問1. 貴社では ,法令遵守の観点から行動指針 ,倫理規定 ,CSR規定など名称のいかんを問わず ,いわゆるコンプライアンス・マニュアル(以下 ,「コンプライアンス・マニュアル」と呼びます。)を定めていますか。

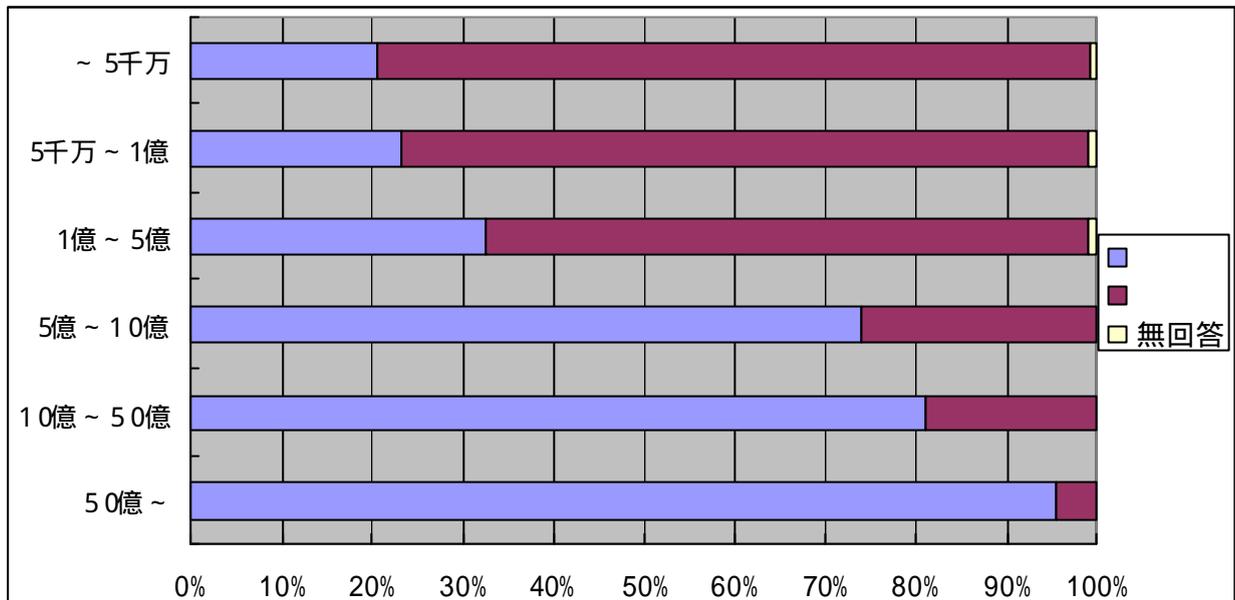
1. 定めている

2. 定めていない

	定めている		定めていない		無回答	
5千万円未満	72	20.6%	276	78.9%	2	0.6%
5千万円以上1億円未満	84	23.3%	274	75.9%	3	0.8%
1億円以上5億円未満	70	32.4%	144	66.7%	2	0.9%
5億円以上10億円未満	20	74.1%	7	25.9%	0	0.0%
10億円以上50億円未満	43	81.1%	10	18.9%	0	0.0%
50億円以上	43	95.6%	2	4.4%	0	0.0%
計	332	31.6%	713	67.8%	7	0.7%
(参考)昨年調査(建設業)						
(注)	67	83.8%	13	16.3%	0	0.0%

(注)昨年1月に業種を問わず東証一部上場企業約1,700社に対して実施した同様の調査の結果から ,

建設業の回答だけを抽出したもの。質問項目が共通しているものについて、比較のため、その結果を掲示しており、以下、同様である。東証一部上場企業約1,700社のうち建設業は105社であり、そのうち回答した企業は80社であった。回答企業80社の内訳は、資本金50億円以上が59社(74%)、資本金10億円以上50億円未満が19社(24%)、資本金5億円以上10億円未満が2社(2%)となっている。



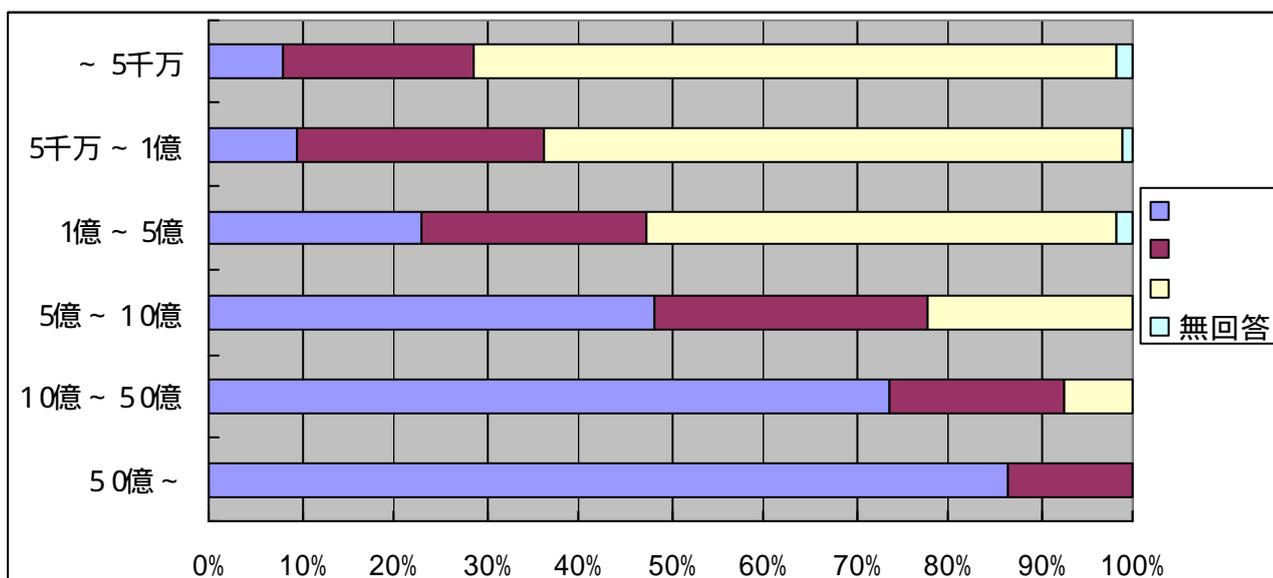
(2) コンプライアンス担当部署の設置状況

法令遵守・コンプライアンスに関する担当部署（又は担当者）の設置の有無について尋ねたところ、全体では56%の企業が「設置していない」と回答している。ただし、資本金別にみると、資本金5億円以上の企業の78%以上が「設置している」と回答している。

問2. 法令遵守・コンプライアンスに関する担当部署（又は担当者）を設置していますか。

1. 担当部署を設置している
2. 担当部署は設置していないが担当者は設置している
3. 設置していない

	担当部署を設置している		担当部署は設置していないが担当者は設置している		設置していない		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	28	8.0%	72	20.6%	244	69.7%	6	1.7%
5千万円以上1億円未満	34	9.4%	97	26.9%	226	62.6%	4	1.1%
1億円以上5億円未満	50	23.1%	52	24.1%	110	50.9%	4	1.9%
5億円以上10億円未満	13	48.1%	8	29.6%	6	22.2%	0	0.0%
10億円以上50億円未満	39	73.6%	10	18.9%	4	7.5%	0	0.0%
50億円以上	39	86.7%	6	13.3%	0	0.0%	0	0.0%
計	203	19.3%	245	23.3%	590	56.1%	14	1.3%



2 独禁法関係のコンプライアンスの取組

<ポイント>

(全体)

独禁法違反が自社で起きないと思っている企業は54%。

独禁法関係のコンプライアンス・マニュアルを定めている企業は18%、独禁法の法令遵守に関する研修を行っている企業は48%にとどまる。

独禁法に関する社内監査を実施している企業は12%、独禁法に関するヘルプラインを設置している企業は20%にとどまる。

(資本金別)

独禁法違反が自社で起きないと思っている企業は、資本金10億円以上の企業で5割に満たないが、資本金10億円未満の企業で5割超。

独禁法関係のコンプライアンス・マニュアルを定めている企業は、資本金50億円以上の企業80%であるが、資本金5千万円未満の企業では9%にとどまる。

独禁法の法令遵守に関する研修を行っている企業は、資本金50億円以上の企業で84%であるが、資本金1億円未満の企業では44%以下にとどまる。

独禁法に関する社内監査を実施している企業は、資本金10億円以上50億円未満の企業で32%、資本金50億円以上の企業でも58%にとどまる。

独禁法に関するヘルプラインを設置している企業は、資本金10億円以上の企業で7割超であるが、資本金10億円未満の企業では5割に満たない。

(1) 独禁法違反に対する認識

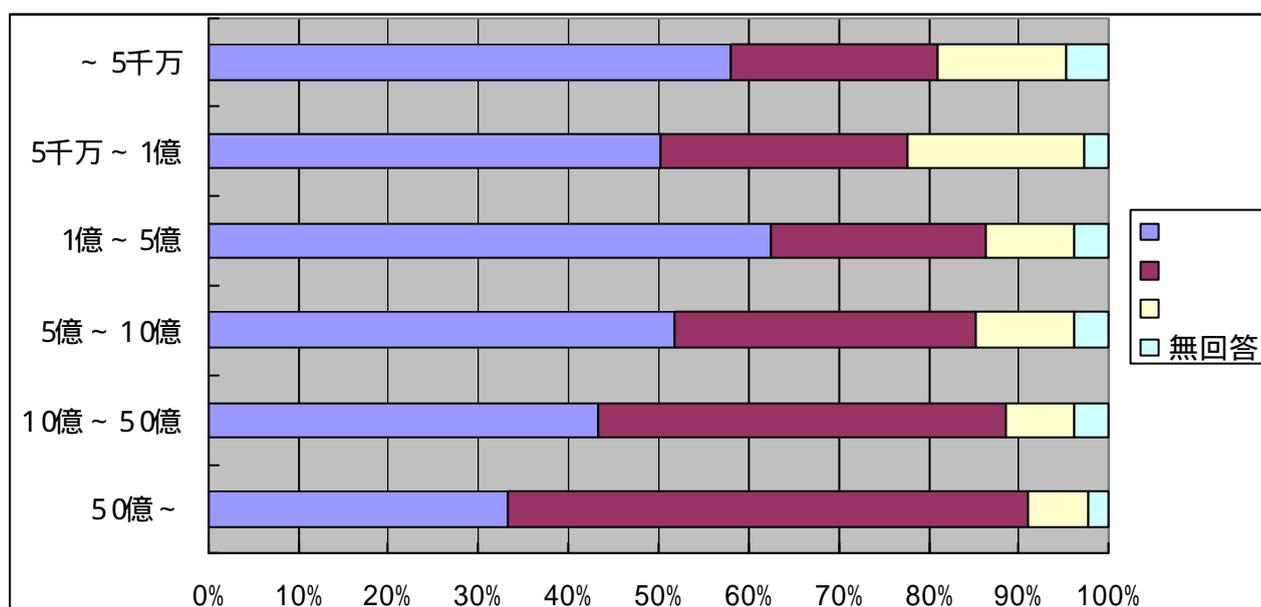
独禁法違反事件が自社において起こり得るのではという危機意識が、独禁法に関するコンプライアンスへの取組の背景となると考えられることから、自社において独禁法違反が生じる可能性について尋ねたところ、全体では54%の企業が「自社では起きないと思う」と回答している。また、資本金別にみると、資本金10億円以上の企業で「自社では起きないと思う」と回答している割合が50%を割っているものの、資本金10億円未満の企業では、「自社では起きないと思う」と回答した割合が50%を超えている。

なお、昨年調査における建設業の回答では、自社では起きないと思う企業は30%、自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感を持っている企業は61%であった。

問4. 最近、独占禁止法違反事件が大きく報道されておりますが、貴社において独占禁止法違反が生じる可能性についてどのようにお考えですか。

1. 自社では起きないと思う
2. 自社や自社グループ会社において起こりうる不祥事であり危機感を持っている
3. よく分からない

	自社では起きないと思う		自社や自社グループ会社において起こり得る不祥事であり危機感をもっている		よく分からない		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	203	58.0%	80	22.9%	51	14.6%	16	4.6%
5千万円以上1億円未満	181	50.1%	99	27.4%	71	19.7%	10	2.8%
1億円以上5億円未満	135	62.5%	51	23.6%	22	10.2%	8	3.7%
5億円以上10億円未満	14	51.9%	9	33.3%	3	11.1%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	23	43.4%	24	45.3%	4	7.5%	2	3.8%
50億円以上	15	33.3%	26	57.8%	3	6.7%	1	2.2%
計	571	54.3%	289	27.5%	154	14.6%	38	3.6%
(参考)昨年調査(建設業)	24	30.0%	49	61.3%	5	6.3%	2	2.5%



(3) 独禁法の法令遵守に関する研修の実施状況

独禁法の法令遵守に関する研修を行っているかについて尋ねたところ、全体では「行っている」と回答した企業は48%にとどまっている。また、資本金別にみると、資本金50億円以上の企業は84%が「行っている」と回答しているが、資本金区分が下がるにつれて、「行っている」と回答する割合も低下し、資本金1億円未満の企業では、50%を割っている。

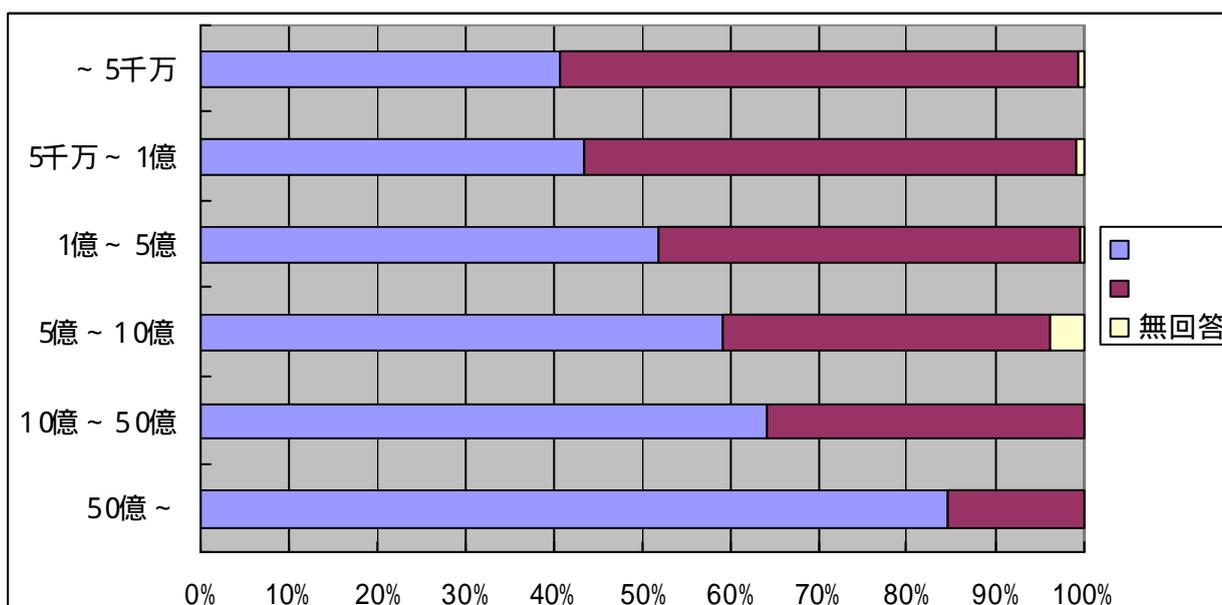
なお、昨年調査における建設業の回答では、独禁法の法令遵守に関する研修を行っている企業は79%であった。

問6．貴社は独占禁止法に関する法令遵守の研修を行っていますか。

1．行っている

2．行っていない

	行っている		行っていない		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	143	40.9%	205	58.6%	2	0.6%
5千万円以上1億円未満	157	43.5%	201	55.7%	3	0.8%
1億円以上5億円未満	112	51.9%	103	47.7%	1	0.5%
5億円以上10億円未満	16	59.3%	10	37.0%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	34	64.2%	19	35.8%	0	0.0%
50億円以上	38	84.4%	7	15.6%	0	0.0%
計	500	47.5%	545	51.8%	7	0.7%
(参考)昨年調査(建設業)	63	78.8%	17	21.3%	0	0.0%

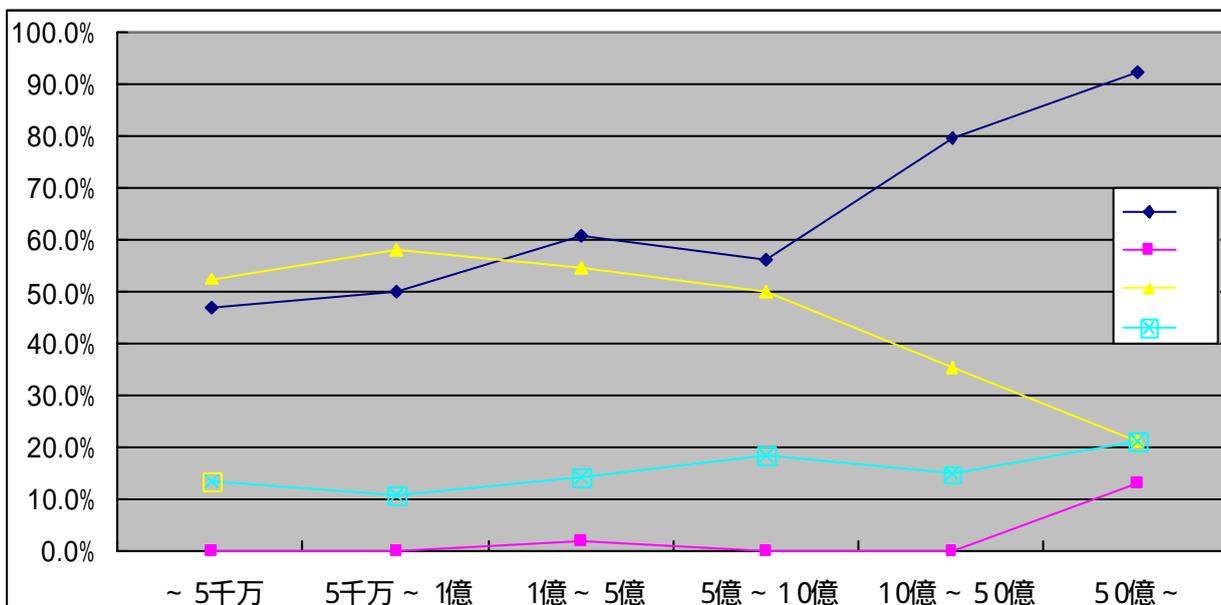


独禁法に関する法令遵守の研修を「行っている」と回答した企業に対し、その研修の実施方法（複数回答可）について尋ねたところ、「講義形式の研修」と回答した企業が一番多く（57%）、「社外研修への参加」（51%）、「マニュアル等の配布のみ」（11%）との回答が続いている。また、資本金区分が上がるにつれて、「社外研修への参加」と回答した企業の割合が減少傾向である一方、「講義形式の研修」と回答した企業の割合が増加傾向にある。

問6の3.問6で「行っている」と答えられた方にお伺いします。その研修の実施方法はどのようなものですか。（複数回答可）

- 1. 講義形式の研修
- 2. PC（e-ラーニング等）を用いたコース
- 3. 社外研修への参加
- 4. マニュアル等の配布のみ

	講義形式の研修		PC（e-ラーニング等）を用いたコース		社外研修への参加		マニュアル等の配布のみ	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	67	46.9%	0	0.0%	75	52.4%	19	13.3%
5千万円以上1億円未満	78	49.7%	0	0.0%	91	58.0%	17	10.8%
1億円以上5億円未満	68	60.7%	2	1.8%	61	54.5%	16	14.3%
5億円以上10億円未満	9	56.3%	0	0.0%	8	50.0%	3	18.8%
10億円以上50億円未満	27	79.4%	0	0.0%	12	35.3%	5	14.7%
50億円以上	35	92.1%	5	13.2%	8	21.1%	8	21.1%
計	284	56.8%	7	1.4%	255	51.0%	68	11.1%

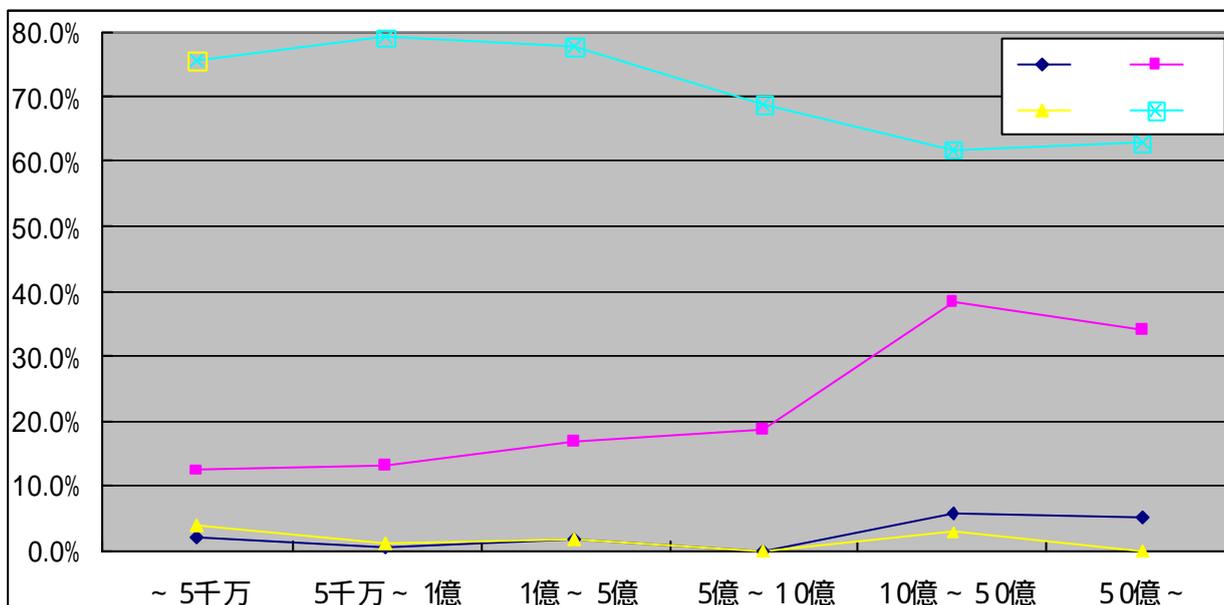


独禁法に関する法令遵守の研修を「行っている」と回答した企業に対し、その研修の実施効果をどのように確かめているか（複数回答可）について尋ねたところ、「効果測定は行っていない」と回答した企業が一番多く（75%）、「研修に関するアンケート」（17%）、「外部評価委員による研修評価」（2%）との回答が続いている。

問6の4．問6で「行っている」と答えられた方にお伺いします。その研修の実施効果はどのように確かめられていますか。（複数回答可）

1．研修終了後にテストを実施 2．研修に関するアンケート
3．外部評価委員による研修評価 4．効果測定は行っていない

	研修終了後にテストを実施		研修に関するアンケート		外部評価委員による研修評価		効果測定は行っていない	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
5千万円未満	3	2.1%	18	12.6%	6	4.2%	108	75.5%
5千万円以上1億円未満	1	0.6%	21	13.4%	2	1.3%	124	79.0%
1億円以上5億円未満	2	1.8%	19	17.0%	2	1.8%	87	77.7%
5億円以上10億円未満	0	0.0%	3	18.8%	0	0.0%	11	68.8%
10億円以上50億円未満	2	5.9%	13	38.2%	1	2.9%	21	61.8%
50億円以上	2	5.3%	13	34.2%	0	0.0%	24	63.2%
計	10	2.0%	87	17.4%	11	2.2%	375	75.0%



(4) 独禁法に関する社内監査の実施状況

独禁法に関する法令遵守の社内監査を行っているかについて尋ねたところ、全体では「行っている」と回答した企業は12%にとどまっている。また、資本金区分が上がるにつれて、「行っている」と回答した割合は増加するものの、その割合は資本金10億円以上50億円未満の企業でも32%、資本金50億円以上の企業でも58%にとどまっている。

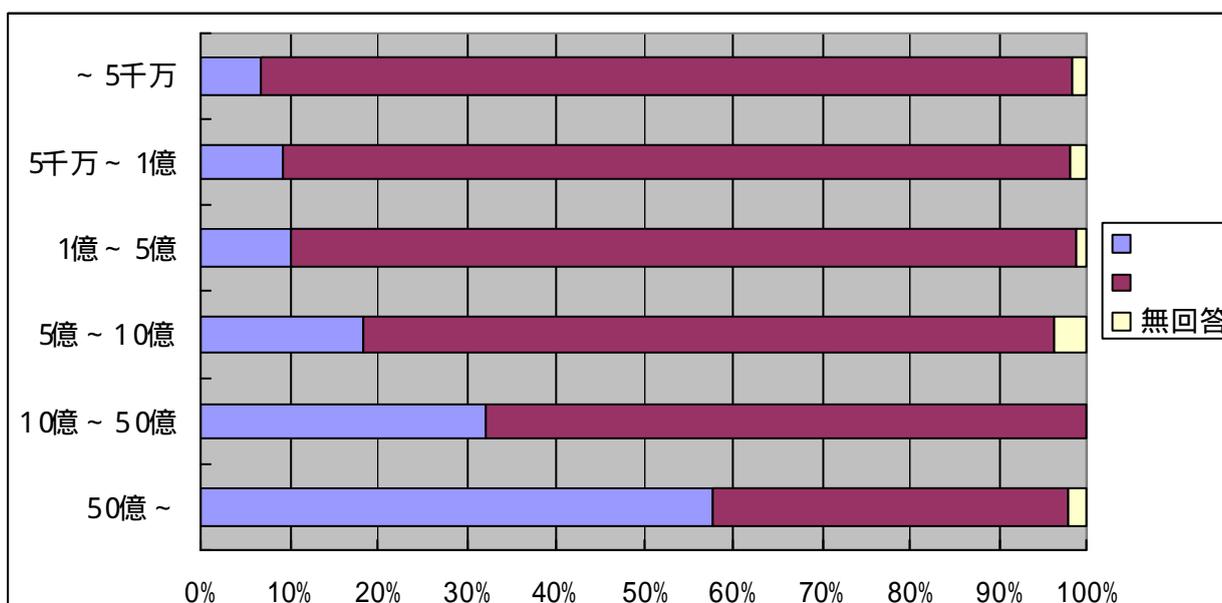
なお、昨年調査における建設業の回答では、独禁法に関する法令遵守の社内監査を行っている企業は46%であった。

問7. 貴社では、独占禁止法に関する法令遵守の社内監査を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

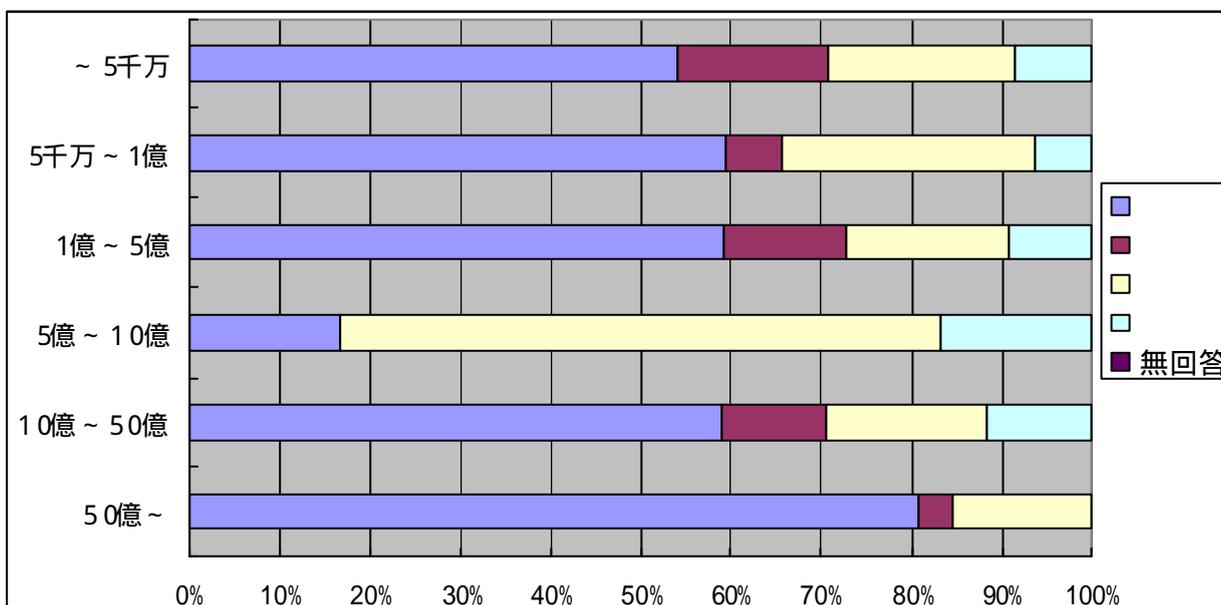
	行っている		行っていない		無回答	
5千万円未満	24	6.9%	320	91.4%	6	1.7%
5千万円以上1億円未満	33	9.1%	321	88.9%	7	1.9%
1億円以上5億円未満	22	10.2%	191	88.4%	3	1.4%
5億円以上10億円未満	5	18.5%	21	77.8%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	17	32.1%	36	67.9%	0	0.0%
50億円以上	26	57.8%	18	40.0%	1	2.2%
計	127	12.1%	907	86.2%	18	1.7%
(参考)昨年調査(建設業)	37	46.3%	40	50.0%	3	3.8%



独禁法に関する社内監査を「行っている」と回答した企業に対し、その実施頻度について尋ねたところ、全体の61%の企業が「年1回以上定期的実施」と回答している。また、資本金別にみると、資本金50億円以上の企業では「年1回以上定期的実施」と回答した企業の割合は81%に上る。

問7の2. 問7で「行っている」と答えられた方にお伺いします。独占禁止法に関する法令遵守の社内監査の実施頻度はどの程度ですか。
 1. 年1回以上定期的実施 2. 2年に1回程度定期的実施
 3. 随時実施 4. その他

	年1回以上定期的実施		2年に1回程度定期的実施		随時実施		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	13	54.2%	4	16.7%	5	20.8%	2	8.3%
5千万円以上1億円未満	19	59.4%	2	6.3%	9	28.1%	2	6.3%
1億円以上5億円未満	13	59.1%	3	13.6%	4	18.2%	2	9.1%
5億円以上10億円未満	1	16.7%	0	0.0%	4	66.7%	1	16.7%
10億円以上50億円未満	10	58.8%	2	11.8%	3	17.6%	2	11.8%
50億円以上	21	80.8%	1	3.8%	4	15.4%	0	0.0%
計	77	60.6%	12	9.4%	29	22.8%	9	7.1%

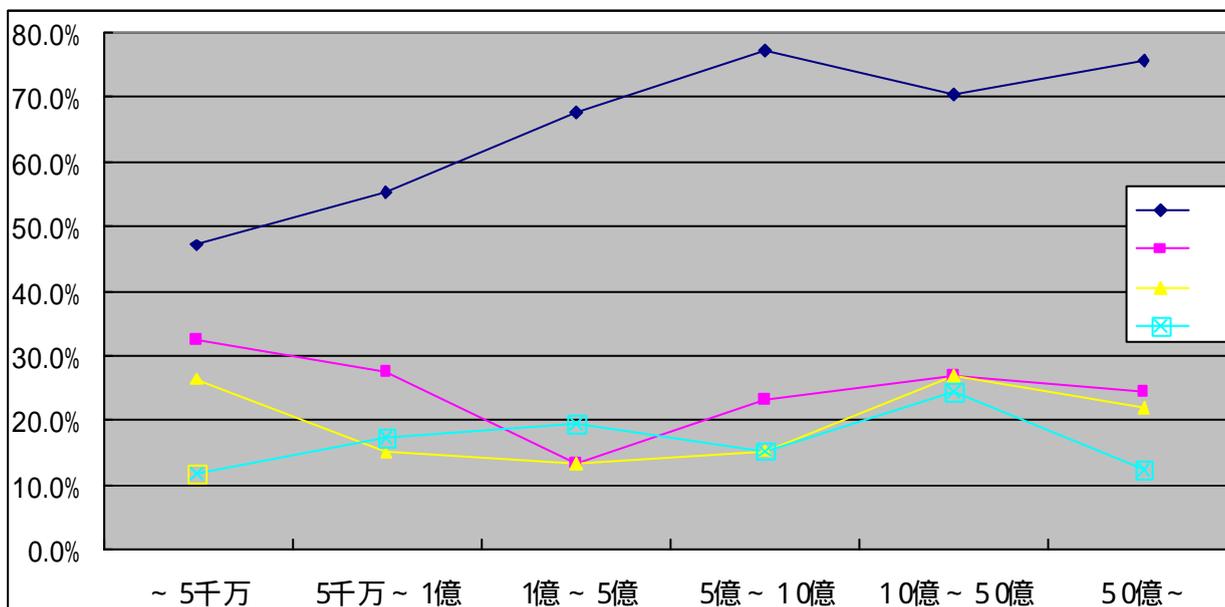


独禁法に関するヘルプラインを「設置している」と回答した企業に対し、その相談窓口はどの部門又は機関か（複数回答可）について尋ねたところ、「法務部，人事部等の社内部署」との回答が一番多く（65%）、「コンプライアンス委員会」（24%）、「弁護士事務所等の外部機関」（20%）との回答が続いている。

問8の2．問8で「設置している」と答えられた方にお伺いします。その相談窓口は、どの部門又は機関ですか。（複数回答可）

1．法務部，人事部等の社内部署 2．コンプライアンス委員会
3．弁護士事務所等の外部機関 4．その他

	法務部，人事部等の社内部署		コンプライアンス委員会		弁護士事務所等の外部機関		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	16	47.1%	11	32.4%	9	26.5%	4	11.8%
5千万円以上1億円未満	22	55.0%	11	27.5%	6	15.0%	7	17.5%
1億円以上5億円未満	31	67.4%	6	13.0%	6	13.0%	9	19.6%
5億円以上10億円未満	10	76.9%	3	23.1%	2	15.4%	2	15.4%
10億円以上50億円未満	26	70.3%	10	27.0%	10	27.0%	9	24.3%
50億円以上	31	75.6%	10	24.4%	9	22.0%	5	12.2%
計	136	64.5%	51	24.2%	42	19.9%	36	17.1%



3 独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保

<ポイント>

(全体)

独禁法違反を発見した場合に対応を決めている企業は27%。現在の独禁法関連のコンプライアンス体制が形式・実効性ともに十分であると考えている企業は13%にとどまる。

独禁法違反に対する最も厳格な懲戒処分は懲戒解雇とする企業は28%にとどまる。

日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている企業は57%。

(資本金別)

独禁法違反を発見した場合に対応を決めている企業は、資本金50億円以上の企業では78%、資本金5億円未満の企業では26%以下にとどまる。

現在の独禁法関連のコンプライアンス体制が形式・実効性ともに十分であると考えている企業は、最も割合が高かった資本金50億円以上の企業でも半数をわずかに上回る程度。

独禁法違反に対する最も厳格な懲戒処分は懲戒解雇としている企業は、資本金50億円以上の企業で73%。

(1) 独禁法違反への対応

社内で独禁法違反を発見した場合、どのような対応を採るかを決めているかについて尋ねたところ、全体では「決めている」と回答した企業は27%にとどまっている。また、資本金別にみると、資本金50億円以上の企業では78%の企業が「決めている」と回答しているが、資本金区分が下がるにつれて、その割合も低下し、資本金5億円未満の企業では72%以上が「決めていない」と回答している。

なお、昨年調査における建設業の回答では、社内で独禁法違反を発見した場合の対応をあらかじめ決めている企業は70%であった。

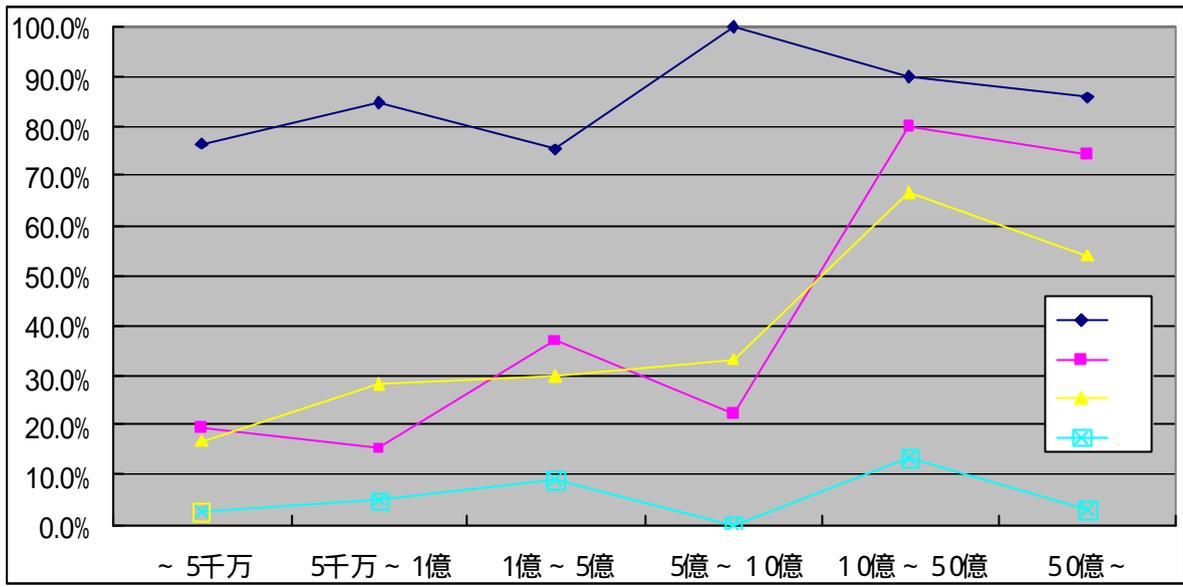
独禁法違反への対応を「決めている」と回答した企業に対し、具体的にどのような対応を採ることとしているか（複数回答可）について尋ねたところ、「最高経営責任者（経営トップ）に報告する」と回答した企業が一番多く（82%）、「法務部等の社内の部署が対応を採る」（35%）、「弁護士事務所等外部も含めた体制で対応策を検討する」（33%）との回答が続いている。

なお、昨年調査における建設業の回答では、最高経営責任者（経営トップ）に報告するとした企業は82%、法務部等の社内の部署が対応を採るとした企業は63%、弁護士事務所等外部も含めた体制で対応策を検討するとした企業は70%であった。

問9の2.問9で「決めている」と答えられた方にお伺いします。どのような対応を採ることとしていますか。（複数回答可）

1. 最高経営責任者(経営トップ)に報告する
2. 法務部等の社内の部署が対応を採る
3. 弁護士事務所等外部も含めた体制で対応策を検討する
4. 行政当局へ通報する

	最高経営責任者（経営トップ）に報告する		法務部等の社内の部署が対応を採る		弁護士事務所等外部も含めた体制で対応策を検討する		行政当局へ通報する	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	55	76.4%	14	19.4%	12	16.7%	2	2.8%
5千万円以上1億円未満	72	84.7%	13	15.3%	24	28.2%	4	4.7%
1億円以上5億円未満	43	75.4%	21	36.8%	17	29.8%	5	8.8%
5億円以上10億円未満	9	100.0%	2	22.2%	3	33.3%	0	0.0%
10億円以上50億円未満	27	90.0%	24	80.0%	20	66.7%	4	13.3%
50億円以上	30	85.7%	26	74.3%	19	54.3%	1	2.9%
計	236	81.9%	100	34.7%	95	33.0%	16	5.6%
(参考)昨年調査(建設業)	46	82.1%	35	62.5%	39	69.6%	5	8.9%



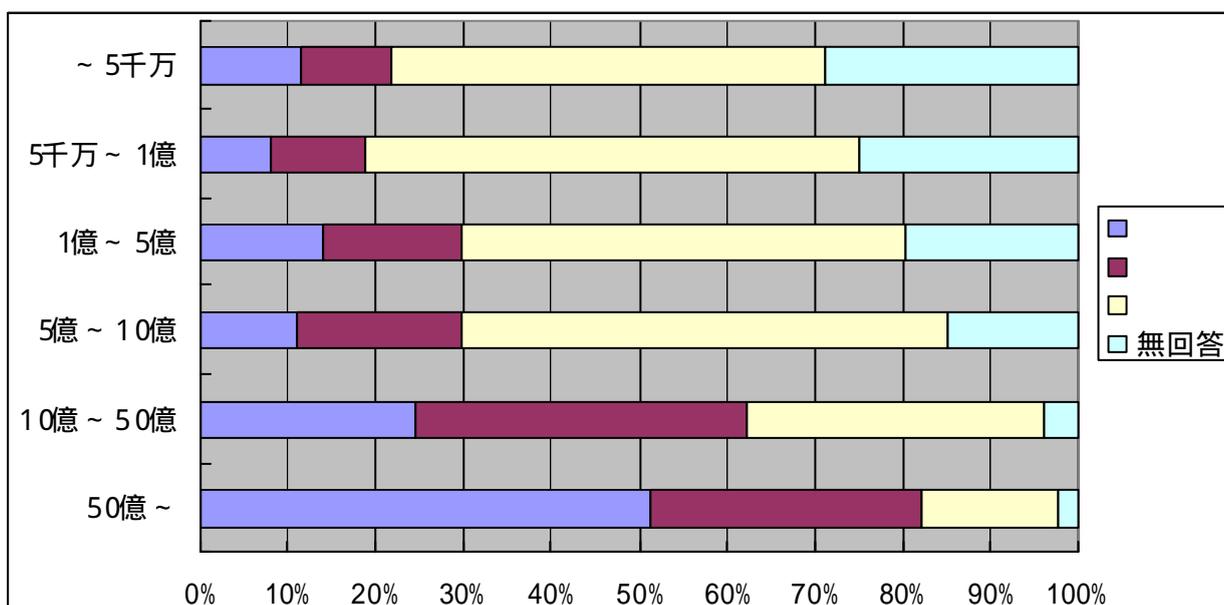
(2) 自社のコンプライアンスの取組に対する評価

現在の自社における独禁法関連のコンプライアンスについて、どのように考えているか尋ねたところ、全体では「現在のシステムは、マニュアルの作成、組織体制等形式的に十分であるとともに、実効性も十分である」と回答した企業は13%にとどまっている。また、最も回答割合が高かった資本金50億円以上の企業でも半数をわずかに上回った程度である。

問10. 貴社は、現在の貴社の独占禁止法関係のコンプライアンスについて、どのようにお考えですか。

1. 現在のシステムは、マニュアルの作成、組織体制等形式的に十分であるとともに、実効性も十分である
2. 現在のシステムは、マニュアルの作成、組織体制等形式的には十分であるが、実効性については不十分である
3. 現在のシステムは、形式的に不十分であり、実効性も不十分である

	現在のシステムは、形式的に十分であるとともに、実効性も十分である		現在のシステムは、形式的には十分であるが、実効性については不十分である		現在のシステムは、形式的に不十分であり、実効性も不十分である		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	40	11.4%	36	10.3%	173	49.4%	101	28.9%
5千万円以上1億円未満	29	8.0%	39	10.8%	203	56.2%	90	24.9%
1億円以上5億円未満	30	13.9%	34	15.7%	110	50.9%	42	19.4%
5億円以上10億円未満	3	11.1%	5	18.5%	15	55.6%	4	14.8%
10億円以上50億円未満	13	24.5%	20	37.7%	18	34.0%	2	3.8%
50億円以上	23	51.1%	14	31.1%	7	15.6%	1	2.2%
計	138	13.1%	148	14.1%	526	50.0%	240	22.8%



(3) 独禁法違反に対する懲戒処分の内容

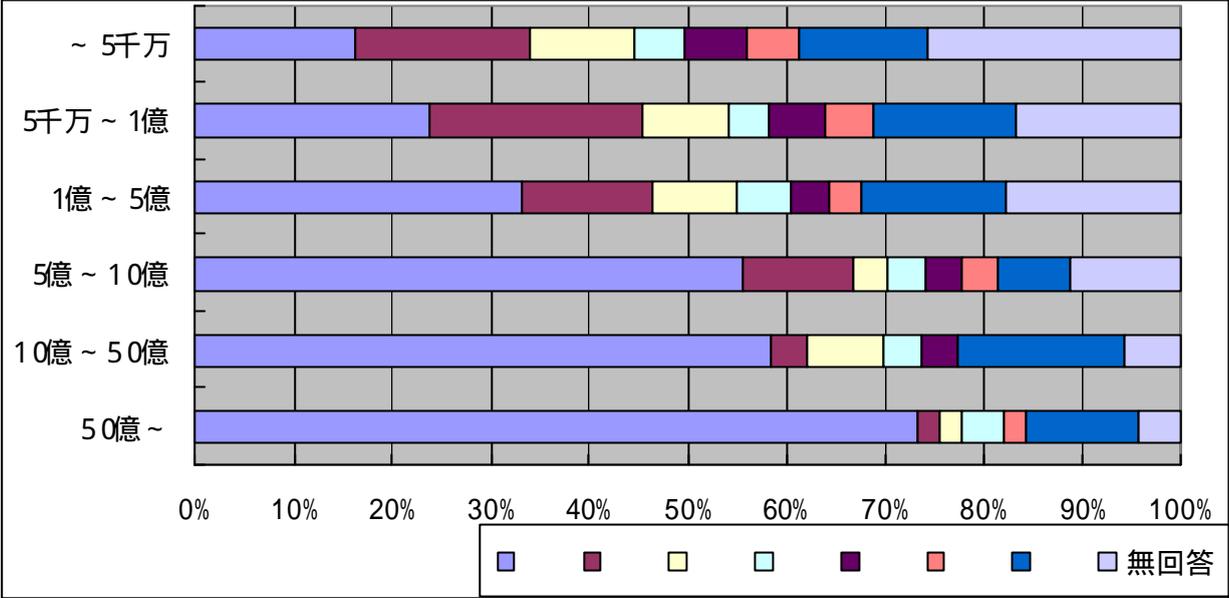
従業員が独禁法違反（例えば，入札談合）を犯したと認められた場合における当該従業員に対する最も厳しい懲戒の内容について尋ねたところ，全体では「懲戒解雇」と回答した企業は28%にとどまっている。また，資本金別にみると，資本金50億円以上の企業の73%が「懲戒解雇」と回答しているものの，資本金区分が下がるにつれて，その割合も低下し，資本金5千万円未満の企業では懲戒解雇・解雇併せて34%となっている。

問11．貴社において，従業員が独占禁止法違反（例えば，入札談合）を犯したと認められた場合における当該従業員に対する最も厳しい懲戒の内容はどのようなものですか。

- 1．懲戒解雇 2．解雇 3．停職 4．減給
5．訓戒 6．注意 7．その他

	懲戒解雇		解雇		停職		減給	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	57	16.3%	62	17.7%	37	10.6%	18	5.1%
5千万円以上1億円未満	86	23.8%	78	21.6%	32	8.9%	14	3.9%
1億円以上5億円未満	72	33.3%	28	13.0%	19	8.8%	12	5.6%
5億円以上10億円未満	15	55.6%	3	11.1%	1	3.7%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	31	58.5%	2	3.8%	4	7.5%	2	3.8%
50億円以上	33	73.3%	1	2.2%	1	2.2%	2	4.4%
計	294	27.9%	174	16.5%	94	8.9%	49	4.7%

	訓戒		注意		その他		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	22	6.3%	19	5.4%	45	12.9%	90	25.7%
5千万円以上1億円未満	21	5.8%	18	5.0%	52	14.4%	60	16.6%
1億円以上5億円未満	8	3.7%	7	3.2%	32	14.8%	38	17.6%
5億円以上10億円未満	1	3.7%	1	3.7%	2	7.4%	3	11.1%
10億円以上50億円未満	2	3.8%	0	0.0%	9	17.0%	3	5.7%
50億円以上	0	0.0%	1	2.2%	5	11.1%	2	4.4%
計	54	5.1%	46	4.4%	145	13.8%	196	18.6%



(4) コンプライアンスの取組への経営トップの関与

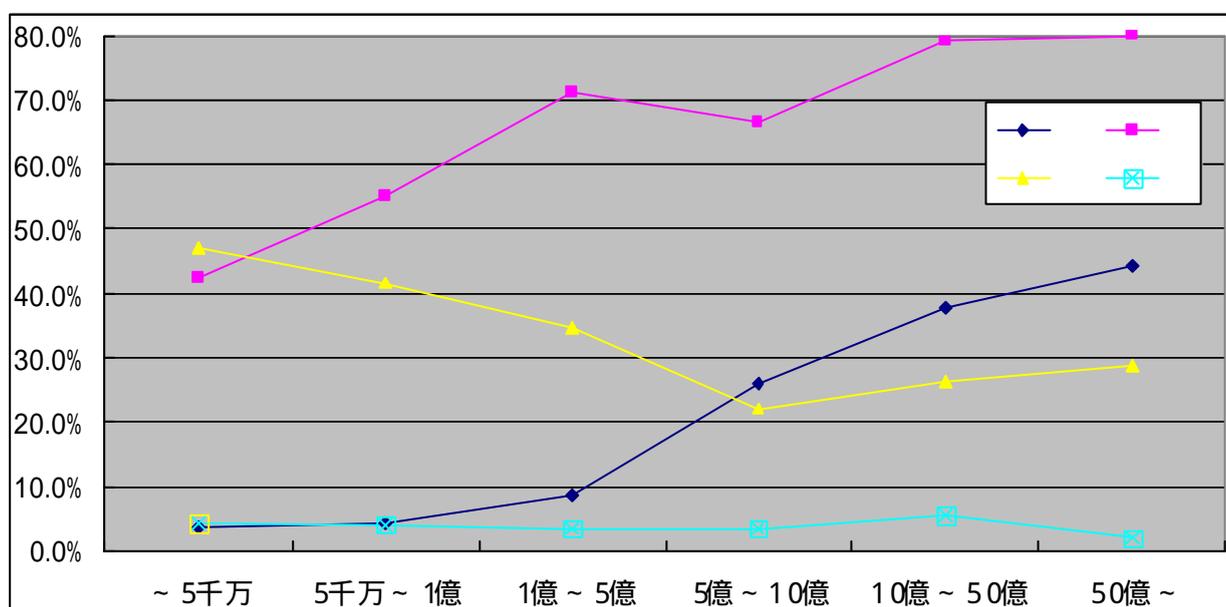
企業のコンプライアンスに関しては、経営トップの関与が重要であるといわれているところ、自社の経営トップが独禁法関連のコンプライアンスにどのように関わりを持っているか（複数回答可）について尋ねたところ、「日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」と回答した企業が一番多く（57%）、「法令違反が発見された場合の処理はトップ自ら判断している」（40%）、「コンプライアンス委員会のトップとなっている」（9%）との回答が続いている。また、資本金別にみると、資本金10億円以上の企業及び資本金1億円以上5億円未満の企業の71%以上が「日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている」と回答しており、資本金区分が上がるにつれて、その割合は増加傾向にあった。

なお、昨年調査における建設業の回答では、日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている企業は79%、経営トップがコンプライアンス委員会のトップになっている企業は39%、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している企業は26%であった。

問12．企業のコンプライアンスに関しては経営トップの関与が重要であるといわれておりますが、貴社においては、経営トップは独占禁止法関係のコンプライアンスにどのようにかわりを持っておられますか。(複数回答可)

- 1．コンプライアンス委員会のトップとなっている
- 2．日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている
- 3．法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している
- 4．その他

	コンプライアンス委員会のトップとなっている		日ごろから経営トップが会議・研修等の場でコンプライアンスの重視を呼びかけている		法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断している		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	14	4.0%	149	42.6%	165	47.1%	16	4.6%
5千万円以上1億円未満	16	4.4%	199	55.1%	150	41.6%	15	4.2%
1億円以上5億円未満	19	8.8%	154	71.3%	75	34.7%	8	3.7%
5億円以上10億円未満	7	25.9%	18	66.7%	6	22.2%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	20	37.7%	42	79.2%	14	26.4%	3	5.7%
50億円以上	20	44.4%	36	80.0%	13	28.9%	1	2.2%
計	96	9.1%	598	56.8%	423	40.2%	44	4.2%
(参考)昨年調査(建設業)	31	38.8%	63	78.8%	21	26.3%	2	2.5%



4 独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

<ポイント>

(全体)

独禁法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業，社内監査を実施した企業は，それぞれ13%，11%にとどまる。

改正独禁法の社内周知方法につき社外セミナーへの参加を挙げた企業が最も多く42%。

課徴金減免制度を勉強したいとする企業は45%。課徴金減免制度を利用することを考えている企業は10%にとどまる。

(資本金別)

独禁法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は，資本金50億円以上の企業で過半数。

資本金区分にかかわらず課徴金減免制度を勉強したいとする企業は4割程度。課徴金減免制度を利用することを考えている企業は資本金区分が上がるにつれて増加傾向。

(1) 独禁法改正によるコンプライアンス・マニュアルの見直し

課徴金算定率の引上げ，課徴金減免制度の導入等を内容とする独禁法の改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行ったかについて尋ねたところ，全体では「見直しを行った」と回答した企業は13%にとどまっている。また，資本金別にみると，「見直しを行った」と回答した割合は資本金区分が上がるにつれて，増加してはいるものの，資本金50億円以上の企業でもわずかに半数を上回っている程度であり，資本金1億円未満の企業では1割にも満たなかった。

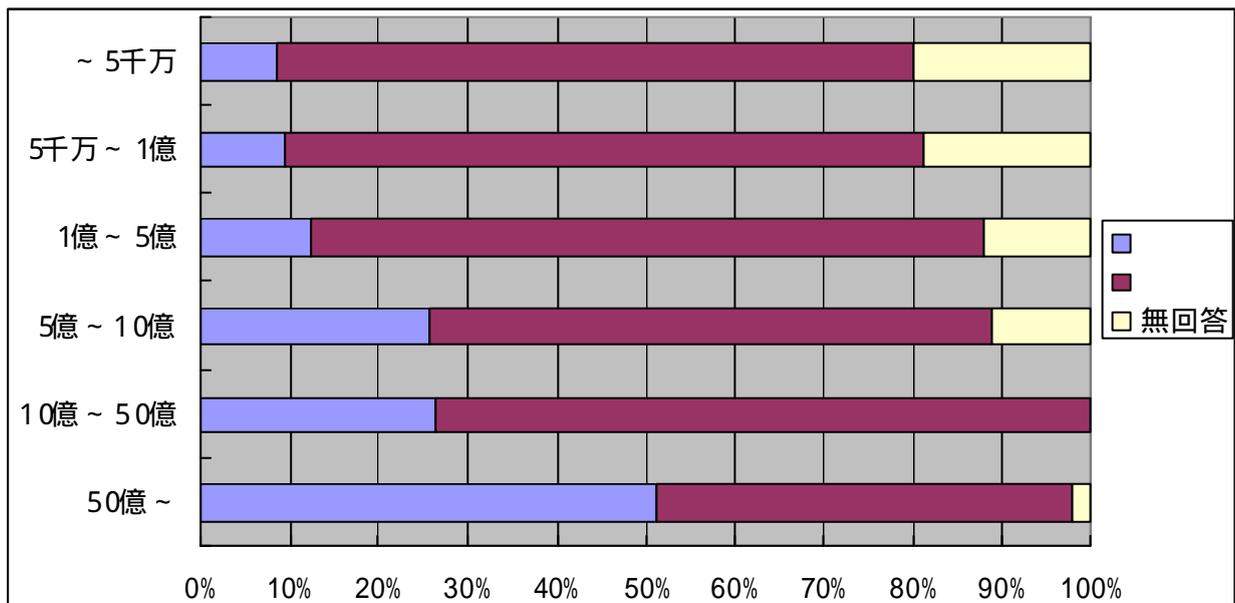
なお，昨年調査における建設業の回答では，独禁法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行った企業は33%であった。

問13．今般，課徴金の引上げ，課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正が行われ，2006年1月4日から施行されました。この独占禁止法改正を受けてコンプライアンス・マニュアルの見直しを行いましたか。

1．見直しを行った

2．見直しを行っていない

	見直しを行った		見直しを行っていない		無回答	
5千万円未満	30	8.6%	250	71.4%	70	20.0%
5千万円以上1億円未満	34	9.4%	259	71.7%	68	18.8%
1億円以上5億円未満	27	12.5%	163	75.5%	26	12.0%
5億円以上10億円未満	7	25.9%	17	63.0%	3	11.1%
10億円以上50億円未満	14	26.4%	39	73.6%	0	0.0%
50億円以上	23	51.1%	21	46.7%	1	2.2%
計	135	12.8%	749	71.2%	168	16.0%
(参考)昨年調査(建設業)	26	32.5%	50	62.5%	4	5.0%



(2) 改正独禁法の社内周知

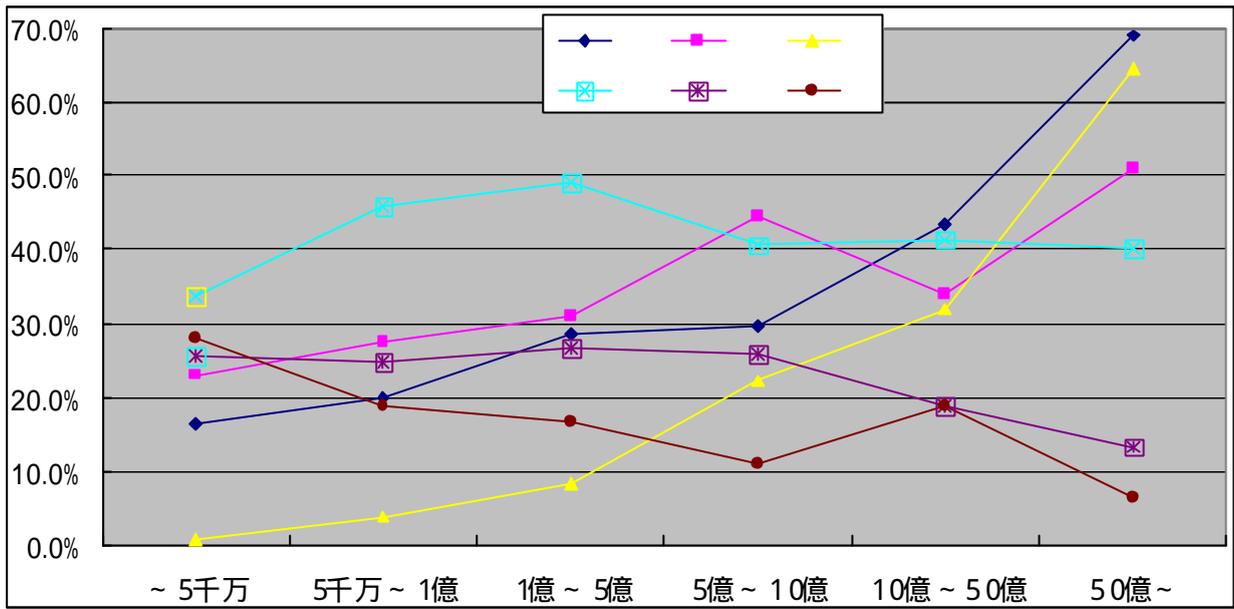
改正独禁法の内容について、どのように社内周知をしたか(複数回答可)について尋ねたところ、「公取研修会等社外セミナーへの参加」と回答した企業が一番多く(42%)、「リーフレット等の配布」(29%)、「各社員の自主的取組」(25%)との回答が続いていた。また、資本金区分が上がるにつれて、「人事研修、社内セミナー」、「イントラネットへの掲載」と回答した企業の割合が増加している。また、「公取研修会等社外セミナーへの参加」は資本金区分にかかわらず一定の回答割合が認められた。しかし、「各社員の自主的取組」、「特に行っていない」との回答も資本金区分に関係なく一定程度認められた。

問14．改正独占禁止法の内容について、どのように社内周知をしましたか。(複数回答可)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1．人事研修，社内セミナー | 2．リーフレット等の配布 |
| 3．イントラネットへの掲載 | 4．公取研修会等社外セミナーへの参加 |
| 5．各社員の自主的取組 | 6．特に行っていない |

	人事研修，社内セミナー		リーフレット等の配布		イントラネットへの掲載	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	58	16.6%	81	23.1%	3	0.9%
5千万円以上1億円未満	72	19.9%	99	27.4%	14	3.9%
1億円以上5億円未満	62	28.7%	67	31.0%	18	8.3%
5億円以上10億円未満	8	29.6%	12	44.4%	6	22.2%
10億円以上50億円未満	23	43.4%	18	34.0%	17	32.1%
50億円以上	31	68.9%	23	51.1%	29	64.4%
計	254	24.1%	300	28.5%	87	8.3%

	公取研修会等社外セミナーへの参加		各社員の自主的取組		特に行っていない	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	118	33.7%	90	25.7%	98	28.0%
5千万円以上1億円未満	166	46.0%	90	24.9%	68	18.8%
1億円以上5億円未満	106	49.1%	58	26.9%	36	16.7%
5億円以上10億円未満	11	40.7%	7	25.9%	3	11.1%
10億円以上50億円未満	22	41.5%	10	18.9%	10	18.9%
50億円以上	18	40.0%	6	13.3%	3	6.7%
計	441	41.9%	261	24.8%	218	20.7%



(4) 課徴金減免制度の利用

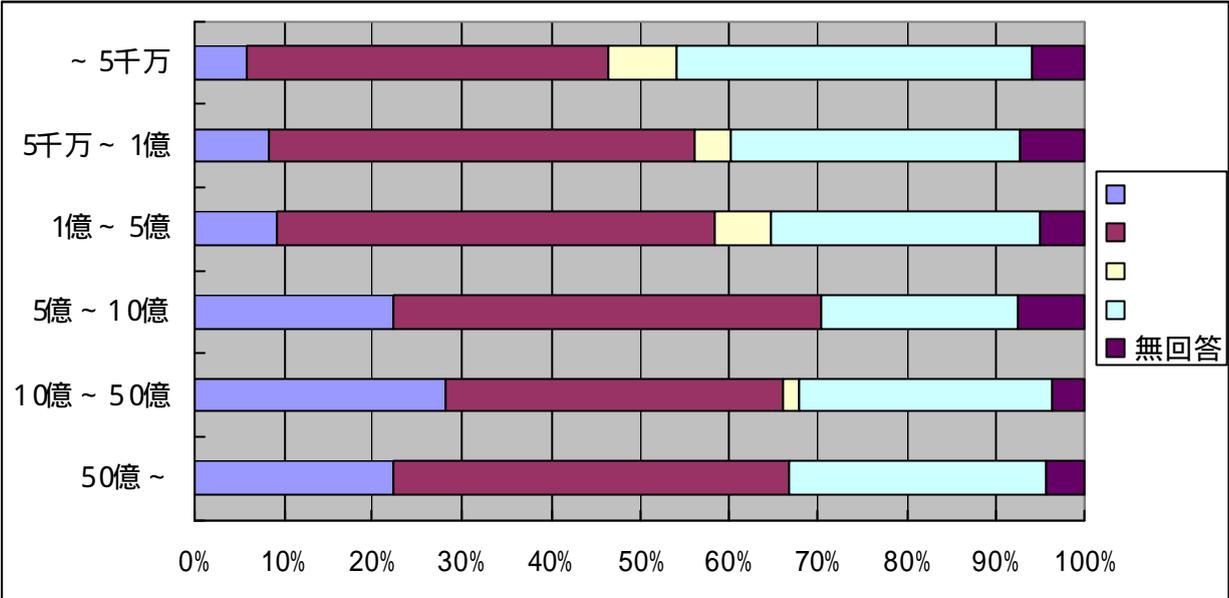
社内監査等で独禁法違反行為が見つかった場合には、課徴金減免制度を利用したいと考えているかについて尋ねたところ、全体では45%の企業が「制度を勉強してみたい」と回答している。また、資本金区分にかかわらず、「利用することを考えている」と回答した企業の割合は低く、「制度を勉強してみたい」、「よく分からない」とする回答が多かった。逆に「利用することを考えていない」とする回答は、全体の5%程度であった。

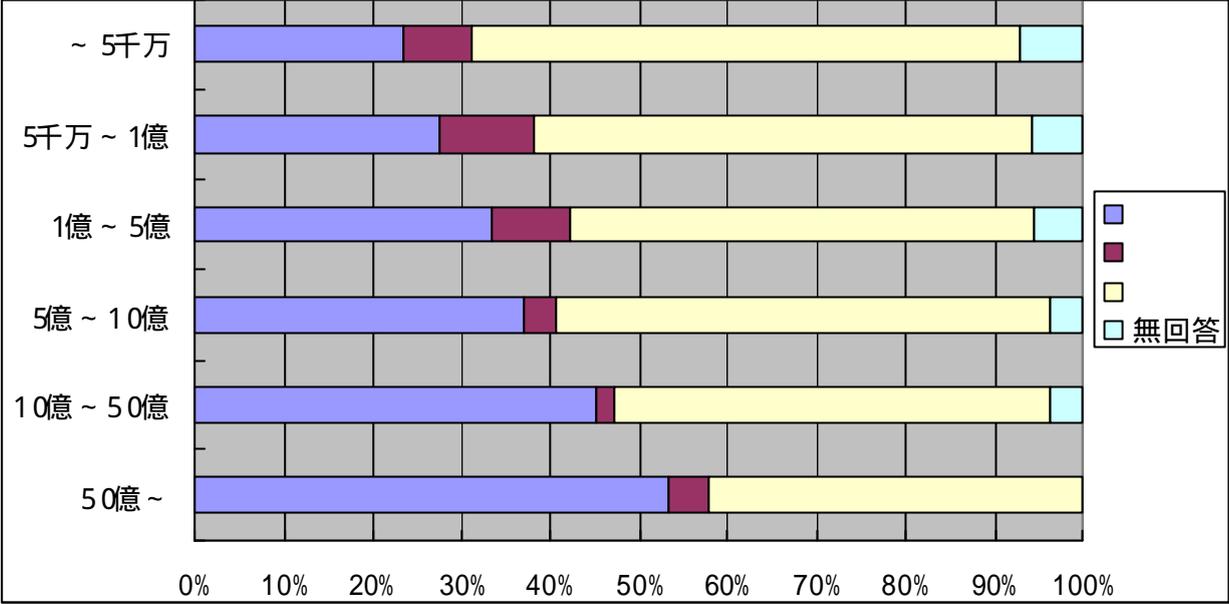
なお、昨年調査における建設業の回答では、課徴金減免制度を利用することを考えている企業は18%、課徴金減免制度を勉強してみたいとする企業は41%、課徴金減免制度を利用することを考えていない企業は3%であった。

問16. 社内監査等で独占禁止法違反行為が見つかった場合には、課徴金減免制度を利用したいと考えていますか。			
1. 利用することを考えている	2. 制度を勉強してみたい	3. 利用することを考えていない	4. よく分からない

	利用することを考えている		制度を勉強してみたい		利用することを考えていない	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	21	6.0%	141	40.3%	27	7.7%
5千万円以上1億円未満	30	8.3%	173	47.9%	14	3.9%
1億円以上5億円未満	20	9.3%	106	49.1%	14	6.5%
5億円以上10億円未満	6	22.2%	13	48.1%	0	0.0%
10億円以上50億円未満	15	28.3%	20	37.7%	1	1.9%
50億円以上	10	22.2%	20	44.4%	0	0.0%
計	102	9.7%	473	45.0%	56	5.3%
(参考)昨年調査(建設業)	14	17.5%	33	41.3%	2	2.5%

	よく分からない		無回答	
	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	140	40.0%	21	6.0%
5千万円以上1億円未満	118	32.7%	26	7.2%
1億円以上5億円未満	65	30.1%	11	5.1%
5億円以上10億円未満	6	22.2%	2	7.4%
10億円以上50億円未満	15	28.3%	2	3.8%
50億円以上	13	28.9%	2	4.4%
計	357	33.9%	64	6.1%
(参考)昨年調査(建設業)	28	35.0%	3	3.8%





5 入札談合防止のための取組

<ポイント>

(全体)

入札談合の原因として建設業界の長年の慣行を挙げる企業が最も多く67%。

入札談合を防止するために行っている取組として、入札談合は行わないという経営トップによる明確な意思表示等を挙げる企業が最も多く60%。

入札談合を防止するためには業界全体の取組が有効とする企業が最も多く61%。

(資本金別)

資本金区分にかかわらず入札談合の原因として建設業界の長年の慣行の存在や供給過多・需要縮小の建設業界の構造を挙げる企業が多い。

資本金区分が上がるにつれて、入札談合を防止するために行っている取組として、マニュアルの整備、社内相談・通報窓口の設置を挙げる企業の割合が大幅に増加。

資本金区分にかかわらず入札談合を防止するためには業界全体の取組、入札制度の改革が有効とする企業が多い。

(1) 入札談合の原因

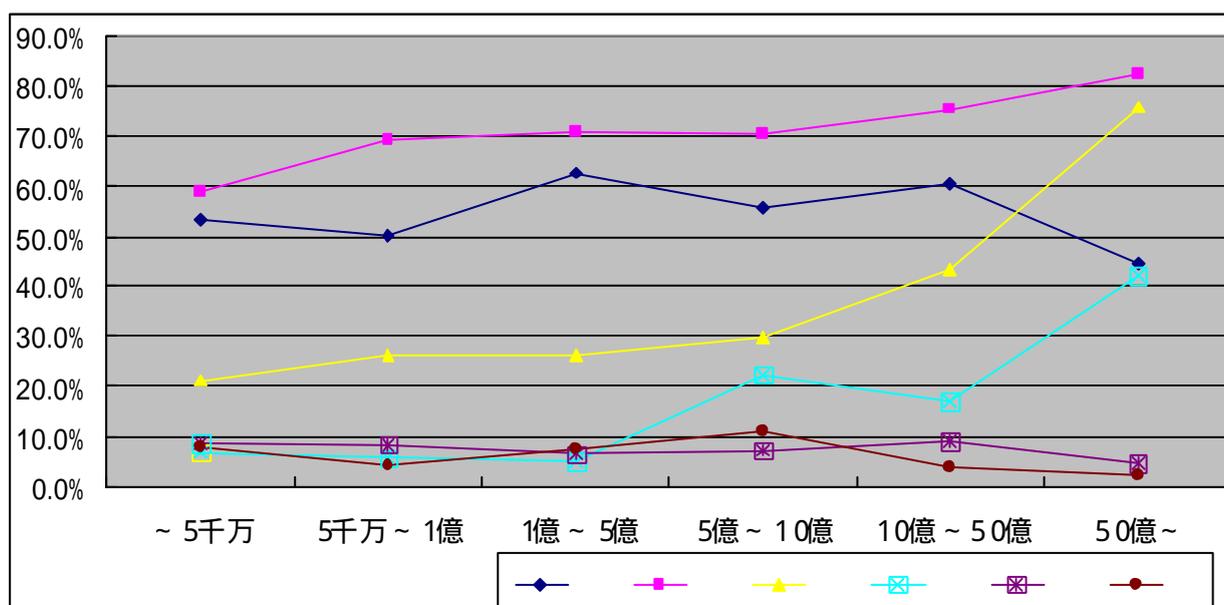
建設業界では、頻繁に入札談合が発生していると報道されているが、その原因は、どのようなことにあると考えるか(複数回答可)について尋ねたところ、資本金区分にかかわらず、「建設業界の長年の慣行の存在」(67%)、「供給過多・需要縮小の建設業界の構造」(54%)という回答が目立ったが、一方で「発注制度が入札談合を生じやすいものとなっていること」(28%)、「発注機関側からの働きかけ」(9%)という回答もあるなど発注制度や発注機関の関与を指摘する回答も少なくなかった。

問18. 建設業界では、頻繁に入札談合が発生していると報道されていますが、その原因は、どのようなことにあるとお考えですか。(複数回答可。ただし、3つまで。)

1. 供給過多・需要縮小の建設業界の構造
2. 建設業界の長年の慣行の存在
3. 発注制度が入札談合を生じやすいものとなっていること
4. 発注機関側からの働きかけ
5. 独占禁止法の執行、指名停止等入札談合を防止するための抑止力が不十分
6. その他

	供給過多・需要縮小の建設業界の構造		建設業界の長年の慣行の存在		発注制度が入札談合を生じやすいものとなっていること	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	187	53.4%	206	58.9%	74	21.1%
5千万円以上1億円未満	181	50.1%	249	69.0%	95	26.3%
1億円以上5億円未満	135	62.5%	153	70.8%	57	26.4%
5億円以上10億円未満	15	55.6%	19	70.4%	8	29.6%
10億円以上50億円未満	32	60.4%	40	75.5%	23	43.4%
50億円以上	20	44.4%	37	82.2%	34	75.6%
計	570	54.2%	704	66.9%	291	27.7%

	発注機関側からの働きかけ		独占禁止法の執行，指名停止等入札談合を防止するための抑止力が不十分		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	25	7.1%	31	8.9%	29	8.3%
5千万円以上1億円未満	21	5.8%	30	8.3%	16	4.4%
1億円以上5億円未満	11	5.1%	14	6.5%	17	7.9%
5億円以上10億円未満	6	22.2%	2	7.4%	3	11.1%
10億円以上50億円未満	9	17.0%	5	9.4%	2	3.8%
50億円以上	19	42.2%	2	4.4%	1	2.2%
計	91	8.7%	84	8.0%	68	6.5%



(2) 入札談合防止の取組

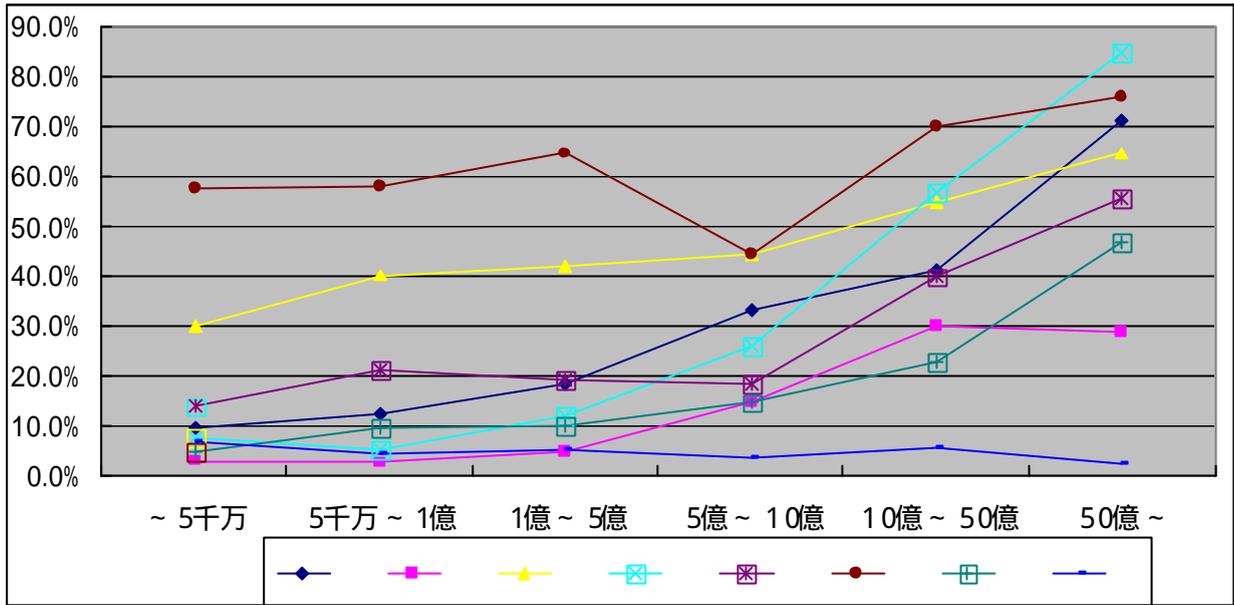
自社において、入札談合を防止するために、どのような取組を行っているか(複数回答可)について尋ねたところ、「入札談合は行わないという明確な意思表示等経営トップの関与」と回答した企業が一番多く(60%)、「研修の充実」(39%)、「法令違反を犯した者に対する懲戒等の処罰」(21%)、「マニュアルの整備」(17%)との回答が続いている。また、資本金区分が上がるにつれて、「マニュアルの整備」、「社内相談・通報窓口の設置」と回答する割合が大幅に増加している。

問19. 貴社では、入札談合を防止するために、どのような取組を行っていますか。(複数回答可)

1. マニュアルの整備 2. 従業員の法令遵守のための監視組織の設置 3. 研修の充実
 4. 社内相談・通報窓口の設置 5. 法令違反を犯した者に対する懲戒等の処罰
 6. 入札談合は行わないという明確な意思表示等経営トップの関与
 7. 営業担当者の配置転換等人事上の処置 8. その他

	マニュアルの整備		従業員の法令遵守のための監視組織の設置		研修の充実		社内相談・通報窓口の設置	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	34	9.7%	11	3.1%	106	30.3%	27	7.7%
5千万円以上1億円未満	45	12.5%	10	2.8%	145	40.2%	20	5.5%
1億円以上5億円未満	40	18.5%	11	5.1%	91	42.1%	26	12.0%
5億円以上10億円未満	9	33.3%	4	14.8%	12	44.4%	7	25.9%
10億円以上50億円未満	22	41.5%	16	30.2%	29	54.7%	30	56.6%
50億円以上	32	71.1%	13	28.9%	29	64.4%	38	84.4%
計	182	17.3%	65	6.2%	412	39.2%	148	14.1%

	法令違反を犯した者に対する懲戒等の処罰		入札談合は行わないという明確な意思表示等経営トップの関与		営業担当者の配置転換等人事上の処置		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	48	13.7%	202	57.7%	17	4.9%	24	6.9%
5千万円以上1億円未満	76	21.1%	209	57.9%	35	9.7%	17	4.7%
1億円以上5億円未満	42	19.4%	139	64.4%	22	10.2%	12	5.6%
5億円以上10億円未満	5	18.5%	12	44.4%	4	14.8%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	21	39.6%	37	69.8%	12	22.6%	3	5.7%
50億円以上	25	55.6%	34	75.6%	21	46.7%	1	2.2%
計	217	20.6%	633	60.2%	111	10.6%	58	5.5%



(3) 入札談合防止のための有効な取組

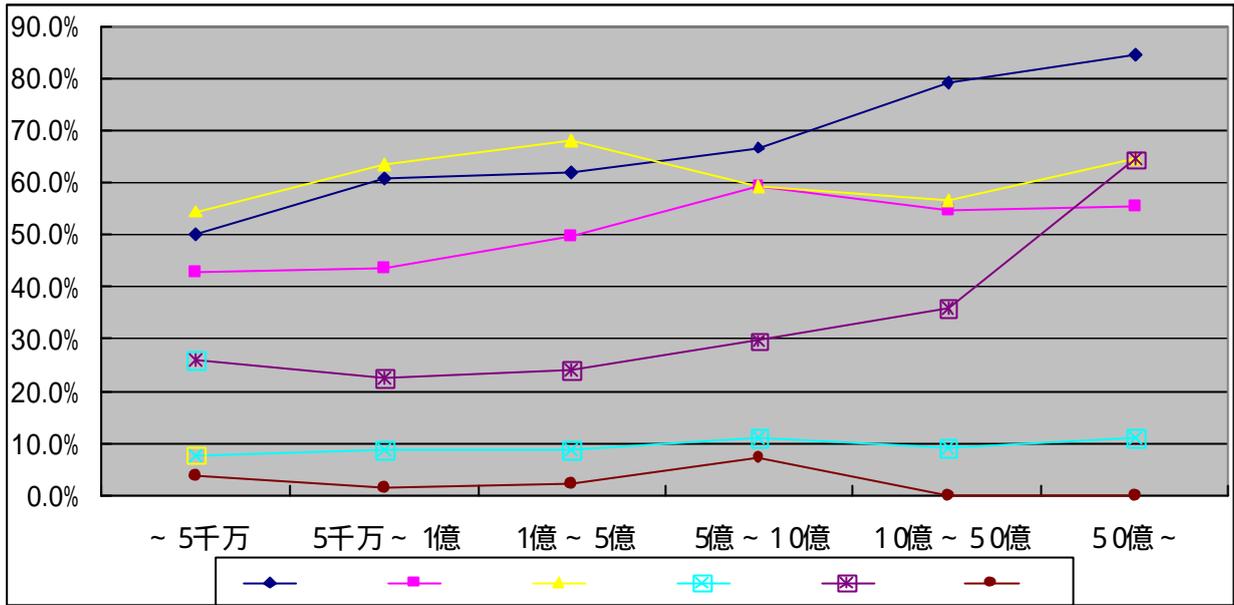
今後、入札談合を防止するために、どのような取組が有効と考えるか(複数回答可)について尋ねたところ、「業界全体の取組」と回答した企業が一番多く(61%)、「入札制度の改革」(60%)、「企業側の自主的な取組」(46%)との回答が続いている。

問20. 今後、入札談合を防止するために、どのような取組が有効とお考えですか。(複数回答可。ただし、3つまで。)

1. 入札制度の改革 2. 企業側の自主的な取組
3. 業界全体の取組 4. 刑法、独占禁止法等入札談合に対して課す措置の強化
5. 官製談合に対する厳正な対処
6. その他

	入札制度の改革		企業側の自主的な取組		業界全体の取組	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	175	50.0%	150	42.9%	191	54.6%
5千万円以上1億円未満	219	60.7%	158	43.8%	229	63.4%
1億円以上5億円未満	134	62.0%	107	49.5%	147	68.1%
5億円以上10億円未満	18	66.7%	16	59.3%	16	59.3%
10億円以上50億円未満	42	79.2%	29	54.7%	30	56.6%
50億円以上	38	84.4%	25	55.6%	29	64.4%
計	626	59.5%	485	46.1%	642	61.0%

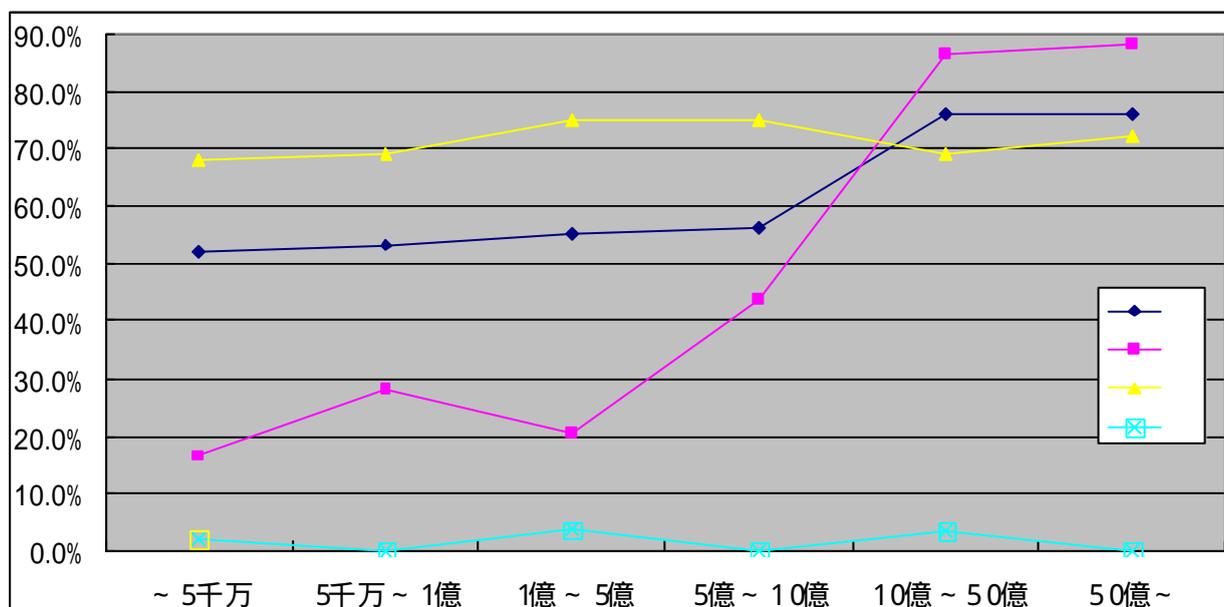
	刑法、独占禁止法等入札談合に対して課す措置の強化		官製談合に対する厳正な対処		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	27	7.7%	91	26.0%	13	3.7%
5千万円以上1億円未満	32	8.9%	81	22.4%	6	1.7%
1億円以上5億円未満	19	8.8%	52	24.1%	5	2.3%
5億円以上10億円未満	3	11.1%	8	29.6%	2	7.4%
10億円以上50億円未満	5	9.4%	19	35.8%	0	0.0%
50億円以上	5	11.1%	29	64.4%	0	0.0%
計	91	8.7%	280	26.6%	26	2.5%



「企業側の自主的な取組」と回答した企業について、具体的にどのような取組が考えられるか（複数回答可）について尋ねたところ、「企業倫理の向上」と回答した企業が一番多く（70%）、「経営トップの関与」（56%）、「有効な監査体制及び内部統制システムの構築」（30%）との回答が続いている。また、資本金区分が上がるにつれて、「有効な監査体制及び内部統制システムの構築」と回答した企業の割合が増加傾向にある。

問20の2. 問20で「2. 企業側の自主的な取組」と答えられた方にお伺いします。「自主的な取組」として、どのようなことが考えられますか。（複数回答可）
 1. 経営トップの関与 2. 有効な監査体制及び内部統制システムの構築
 3. 企業倫理の向上 4. その他

	経営トップの関与		有効な監査体制及び内部統制システムの構築		企業倫理の向上		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	78	52.0%	25	16.7%	102	68.0%	3	2.0%
5千万円以上1億円未満	84	53.2%	44	27.8%	109	69.0%	0	0.0%
1億円以上5億円未満	59	55.1%	22	20.6%	80	74.8%	4	3.7%
5億円以上10億円未満	9	56.3%	7	43.8%	12	75.0%	0	0.0%
10億円以上50億円未満	22	75.9%	25	86.2%	20	69.0%	1	3.4%
50億円以上	19	76.0%	22	88.0%	18	72.0%	0	0.0%
計	271	55.9%	145	29.9%	341	70.3%	8	1.6%



6 最近の入札制度改革等に対する評価

<ポイント>

(全体)

公共工物品質確保法等による入札制度改革に対しては自らの技術力が評価されることになったことは好ましいとする企業が最も多く61%。

一般競争方式の拡大は建設業界においては好ましいことではないとする企業が最も多く52%。

入札制度改善のために必要な改革として公共工物品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大を挙げる企業が最も多く52%。

(資本金別)

公共工物品質確保法等による入札制度改革に対しては、資本金区分が上がるにつれて、肯定的にとらえる企業の割合が増加傾向。

一般競争入札方式の拡大に対しては、資本金区分が上がるにつれて、肯定的にとらえる企業の割合が増加傾向。

資本金区分にかかわらず、入札制度改善のために必要な改革として公共工物品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大、ダンピング受注に対する政府による規制の強化を挙げる企業が多い。

(1) 公共工物品質確保法等による入札制度改革に対する評価

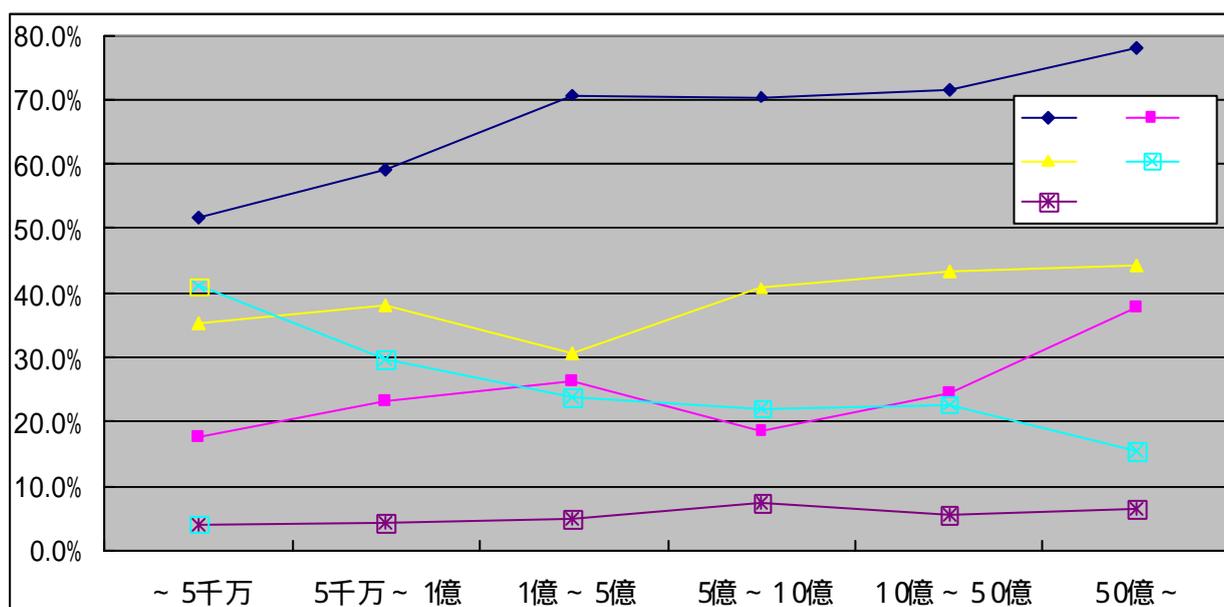
公共工物品質確保法が平成17年度から施行されており、また、総合評価方式の拡充が図られているが、これらの改革についてどのように評価しているか(複数回答可)について尋ねたところ、「価格以外の評価が入ったため、自らの技術力が評価されることになったことは好ましい」と回答した企業が一番多く(61%)、「技術提案等にかかる企業側の負担が大きい」(36%)、「実際に適用を受けた工事は、まだ少ないため、評価を行うことは難しい」(31%)との回答が続いていた。また、資本金区分が下がるにつれて、「実際に適用を受けた工事は、まだ少ないため、評価を行うことは難しい」との回答が増加傾向にある。

問21. 公共工物品質確保法が平成17年度より施行されており、また、総合評価方式の拡充が図られていますが、これらの改革についてどのように評価していますか。(複数回答可。ただし、2つまで。)

1. 価格以外の評価が入ったため、自らの技術力が評価されることになったことは好ましい
2. 価格以外の評価が入ったため、入札談合を抑制する効果があると考えている
3. 技術提案等にかかる企業側の負担が大きい
4. 実際に適用を受けた工事は、まだ少ないため、評価を行うことは難しい
5. その他

	価格以外の評価が入ったため、自らの技術力が評価されることになったことは好ましい		価格以外の評価が入ったため、入札談合を抑制する効果があると考えている		技術提案等にかかる企業側の負担が大きい	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	181	51.7%	62	17.7%	124	35.4%
5千万円以上1億円未満	213	59.0%	84	23.3%	137	38.0%
1億円以上5億円未満	153	70.8%	57	26.4%	66	30.6%
5億円以上10億円未満	19	70.4%	5	18.5%	11	40.7%
10億円以上50億円未満	38	71.7%	13	24.5%	23	43.4%
50億円以上	35	77.8%	17	37.8%	20	44.4%
計	639	60.7%	238	22.6%	381	36.2%

	実際に適用を受けた工事は、まだ少ないため、評価を行うことは難しい		その他	
	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	144	41.1%	15	4.3%
5千万円以上1億円未満	107	29.6%	16	4.4%
1億円以上5億円未満	52	24.1%	11	5.1%
5億円以上10億円未満	6	22.2%	2	7.4%
10億円以上50億円未満	12	22.6%	3	5.7%
50億円以上	7	15.6%	3	6.7%
計	328	31.2%	50	4.8%



(2) 一般競争方式の拡大についての評価

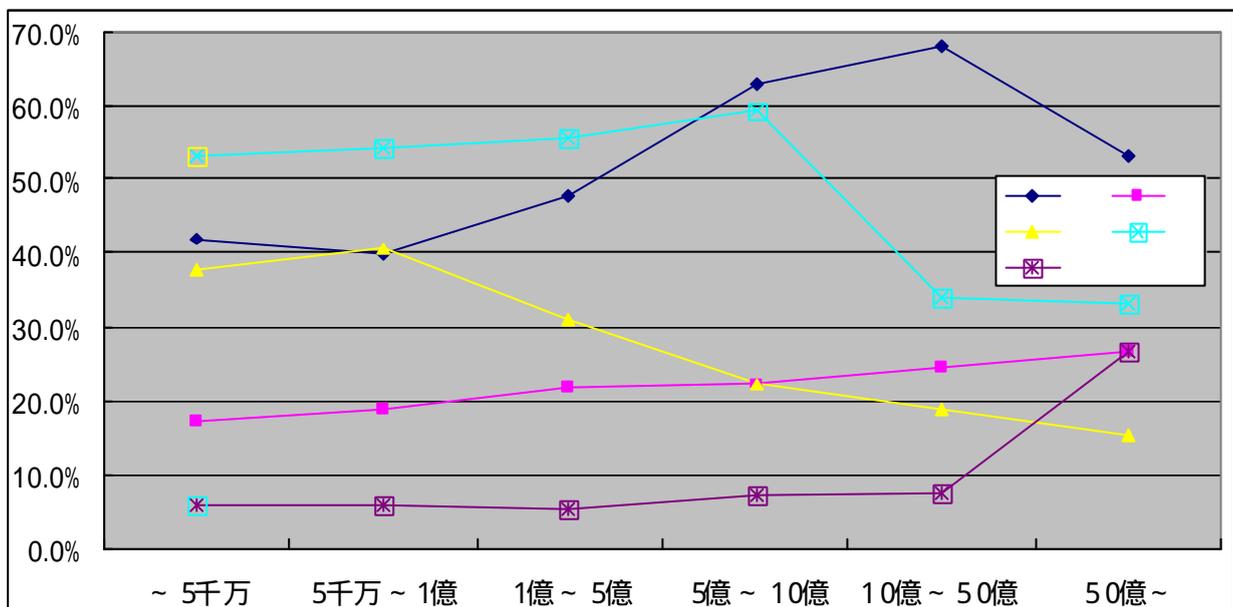
一般競争方式の拡大について、どのように評価しているか(複数回答可)について尋ねたところ、「一般競争入札方式の拡大は、ダンピング受注の増加につながり、建設業界においては、好ましいことではない」と回答する企業が一番多く(52%)、「一般競争入札方式の拡大は、参加業者の特定が容易でなくなるため、入札談合を抑制する効果がある」(45%)、「一般競争入札方式の拡大は、競争の激化につながり、受注機会の減少を招くおそれがある」(35%)との回答が続いていた。また、資本金区分が上がるにつれて、「一般競争入札方式の拡大は、参加業者の特定が容易でなくなるため、入札談合を抑制する効果がある」の回答が増加する傾向がみられた。

問22. 一般競争方式の拡大について、どのように評価していますか。(複数回答可。ただし、2つまで。)

1. 一般競争方式の拡大は、参加業者の特定が容易でなくなるため、入札談合を抑制する効果がある
2. 一般競争方式の拡大は、入札に参加する機会が増え、受注機会の増加につながるから、好ましい
3. 一般競争方式の拡大は、競争の激化につながり、受注機会の減少を招くおそれがある
4. 一般競争方式の拡大は、ダンピング受注の増加につながり、建設業界においては、好ましいことではない
5. その他

	一般競争入札方式の拡大は、参加業者の特定が容易でなくなるため、入札談合を抑制する効果がある		一般競争入札方式の拡大は、入札に参加する機会が増え、受注機会の増加につながるから、好ましい		一般競争入札方式の拡大は、競争の激化につながり、受注機会の減少を招くおそれがある	
5千万円未満	147	42.0%	61	17.4%	132	37.7%
5千万円以上1億円未満	144	39.9%	68	18.8%	147	40.7%
1億円以上5億円未満	103	47.7%	47	21.8%	67	31.0%
5億円以上10億円未満	17	63.0%	6	22.2%	6	22.2%
10億円以上50億円未満	36	67.9%	13	24.5%	10	18.9%
50億円以上	24	53.3%	12	26.7%	7	15.6%
計	471	44.8%	207	19.7%	369	35.1%

	一般競争入札方式の 拡大は、ダンピング受 注の増加につながり、 建設業界においては、 好ましいことではない		その他	
	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	186	53.1%	21	6.0%
5千万円以上1億円未満	196	54.3%	22	6.1%
1億円以上5億円未満	120	55.6%	12	5.6%
5億円以上10億円未満	16	59.3%	2	7.4%
10億円以上50億円未満	18	34.0%	4	7.5%
50億円以上	15	33.3%	12	26.7%
計	551	52.4%	73	6.9%



(3) 入札制度改善のための改革

入札制度の改善のために、どのような改革が必要であると考えるか(複数回答可)について尋ねたところ、「公共工物品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大」と回答する企業が一番多く(52%)、「ダンピング受注に対する政府による規制の強化」(45%)、「発注方式・入札方式(競争入札, 随意契約等)の適切な選択」(44%)との回答が続いていた。

問23. 入札制度の改善のために、どのような改革が必要であるとお考えですか。(複数回答可。ただし、3つまで。)

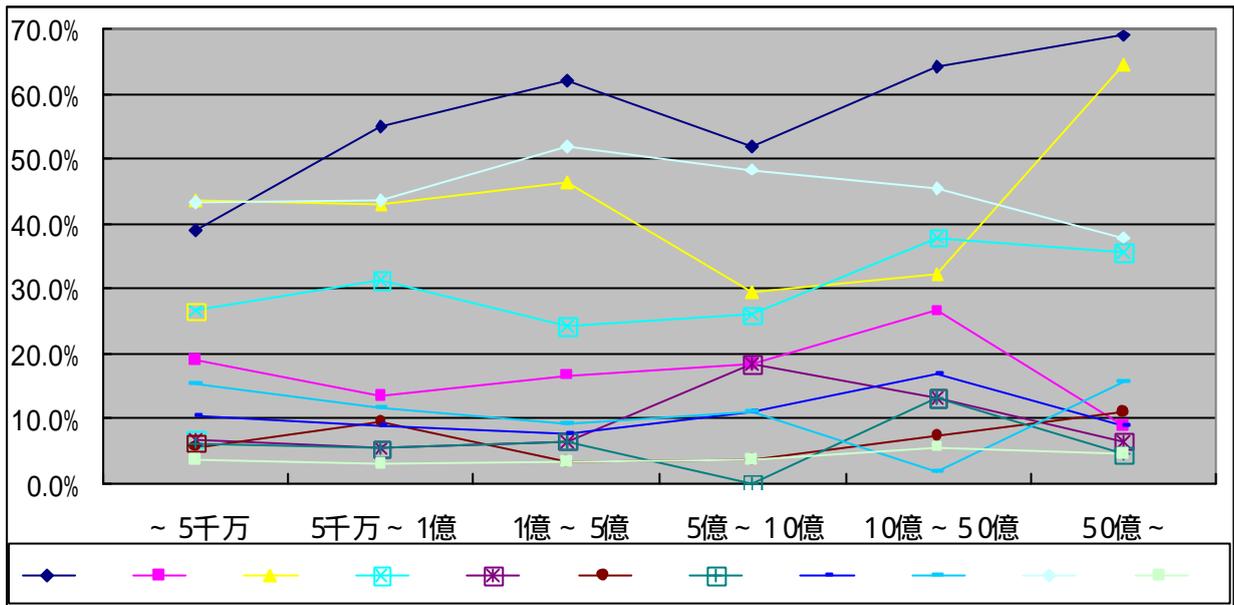
1. 公共工物品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大
2. 一般競争入札の拡大
3. 発注方式・入札方式(競争入札, 随意契約等)の適切な選択
4. 予定価格の上限拘束性の緩和などの予定価格制度の改革
5. 債務負担行為など複数年契約手続きなどの会計制度の改革(4.以外のもの)
6. JV(特定建設工事共同企業体)による事業実施方式の適切な運用
7. 違反企業への損害賠償請求の徹底等の入札談合に対して課す措置の強化
8. 調査・計画・設計段階における建設業者の役割の適正化(事前協力の排除など)
9. 地元・中小企業対策への競争性の導入
10. ダンピング受注に対する政府による規制の強化
11. その他

	公共工物品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大		一般競争入札の拡大		発注方式・入札方式(競争入札, 随意契約等)の適切な選択	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	137	39.1%	67	19.1%	152	43.4%
5千万円以上1億円未満	198	54.8%	48	13.3%	155	42.9%
1億円以上5億円未満	134	62.0%	36	16.7%	100	46.3%
5億円以上10億円未満	14	51.9%	5	18.5%	8	29.6%
10億円以上50億円未満	34	64.2%	14	26.4%	17	32.1%
50億円以上	31	68.9%	4	8.9%	29	64.4%
計	548	52.1%	174	16.5%	461	43.8%

	予定価格の上限拘束性の緩和などの予定価格制度改革		債務負担行為など複数 年契約手続きなどの会計 制度改革（ 以外）		JVによる事業実 施方式の適切な運用	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	93	26.6%	24	6.9%	20	5.7%
5千万円以上1億円未満	113	31.3%	19	5.3%	34	9.4%
1億円以上5億円未満	52	24.1%	14	6.5%	7	3.2%
5億円以上10億円未満	7	25.9%	5	18.5%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	20	37.7%	7	13.2%	4	7.5%
50億円以上	16	35.6%	3	6.7%	5	11.1%
計	301	28.6%	72	6.8%	71	6.7%

	違反企業への損害 賠償請求の徹底等の 入札談合に対して課 す措置の強化		調査・計画・設計段階に おける建設業者の役割の 適正化（事前協力の排除な ど）		地元・中小企業対 策への競争性の導入	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	22	6.3%	36	10.3%	53	15.1%
5千万円以上1億円未満	19	5.3%	32	8.9%	42	11.6%
1億円以上5億円未満	14	6.5%	17	7.9%	20	9.3%
5億円以上10億円未満	0	0.0%	3	11.1%	3	11.1%
10億円以上50億円未満	7	13.2%	9	17.0%	1	1.9%
50億円以上	2	4.4%	4	8.9%	7	15.6%
計	64	6.1%	101	9.6%	126	12.0%

	ダンピング受注に 対する政府による規 制の強化		その他	
	件数	割合	件数	割合
5千万円未満	151	43.1%	12	3.4%
5千万円以上1億円未満	157	43.5%	11	3.0%
1億円以上5億円未満	112	51.9%	7	3.2%
5億円以上10億円未満	13	48.1%	1	3.7%
10億円以上50億円未満	24	45.3%	3	5.7%
50億円以上	17	37.8%	2	4.4%
計	474	45.1%	36	3.4%



7 調査結果を踏まえた考え方

今回の調査結果を踏まえた当委員会の考え方は以下のとおりである。

(1) コンプライアンスの整備及び組織体制状況等

コンプライアンスの整備及び組織体制状況に関し、コンプライアンス・マニュアルの策定状況、コンプライアンス担当部署等の設置状況、コンプライアンス委員会等の設置状況についての質問を行うとともに、独禁法関係のコンプライアンスの取組に関し、独禁法関係のコンプライアンス・マニュアルの策定状況及び独禁法に関するヘルプラインの設置状況についての質問を行っている。これらについては、いずれも体制整備に係る事項であり、本項目でまとめて分析を行う。

(企業規模別による格差)

このような法令遵守に係る体制の整備に関する事項については、企業規模が大きく影響しており、それぞれ、規模が小さくなるにつれて整備されている割合が低下している状況が認められた。資本金5億円（以下「資本金」は略）以上の企業と5億円未満の企業との間で大きな格差が見受けられた。また、50億円以上の企業と50億円未満の企業との間においても、格差が見受けられる。

	コンプライアンス・マニュアルの策定	コンプライアンス担当部署・担当者の設置	コンプライアンス委員会等の設置	独禁法コンプライアンス・マニュアルの策定	独禁法ヘルプラインの設置
5億円未満	25.2%	39.4%	12.0%	13.4%	14.6%
5億円以上50億円未満	78.9%	90.9%	56.9%	45.2%	64.2%
50億円以上	95.6%	100.0%	82.2%	80.0%	91.1%
計	31.6%	42.6%	17.0%	17.8%	20.1%

5億円以上の企業については、平成18年5月1日施行の会社法において会社の業務の適正を確保する体制の構築が求められており、これを受けて多くの会社では取締役会の決議で内部統制の基本方針が決議されたところである。また、50億円以上の建設業者の中には上場会社が多く含まれていると考えられるところ、上場会社については金融商品取引法において内部統制報告書の作成が義務付けられたところであり（平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用）、これらのことがコンプライアンス体制の整備及び組織体制状況等に関する調査結果に反映されているものと推測される。

(注)会社法上、具体的にどのような体制を構築すべきかは各企業に委ねられているが、一般的には、法令遵守マニュアルの作成や使用人相互間の適切な監督体制の創設等が考えられる(「立案担当者による新会社法関係法務省令の解説」(法務大臣官房参事官 相沢哲 編著)33頁)。

金融商品取引法上の内部統制については、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準及び実施基準が定められており、この中で、内部統制の目的の一つとして、事業活動に関わる法令等の遵守が掲げられている。その内容については、各企業に委ねられていると考えられる。

また、いわゆるヘルプラインについては、公益通報者保護法（平成18年4月1日施行）に関する

る民間事業者向けガイドラインにおいて、通報・相談窓口の設置が推奨されている。

(マニュアルの策定等法令遵守に係る体制整備の必要性)

5億円未満の建設業者については、地方において大規模でない公共工事を受注している企業が多いと考えられる。これらの建設業者については総務部門が大きくなり法令遵守に係る体制の整備に負担感があると考えられるが、このような建設業者についても、地方において入札談合事件が頻発している状況の中、これに関わっていた企業もみられることから、独禁法に関するコンプライアンスの向上は必要と考えられる。このため、会社法において法令遵守体制の構築が求められていない5億円未満の建設業者においても、コンプライアンス・マニュアルの策定、コンプライアンス担当者の設置等対応が可能と考えられる事項については、資本金規模あるいは従業員数等に応じて、対応していく必要があると考えられる。

なお、小規模な企業においては、内部統制の必要性が低く経営トップの役割が特に大きいと考えられることから、経営トップ自らの意識改革により、実質的なコンプライアンスの向上を図ることが期待される。

また、50億円以上の企業についても、4%の企業がコンプライアンス・マニュアルを定めておらず、20%の企業が独禁法関係のコンプライアンス・マニュアルを定めていない状況が認められた。

会社法で法令遵守体制の構築が求められているだけでなく、上場会社には金融商品取引法で内部統制報告書の作成が義務付けられているにもかかわらず、50億円以上の企業においてもこれらの整備がなされていない状況は残念なことであり、このような大企業においては、少なくともマニュアルの策定等法令遵守に係る体制の整備については、100%実施されることが強く望まれる。

(2) 独禁法関係のコンプライアンスの取組

体制の整備を除く独禁法のコンプライアンスの向上の取組に関し、独禁法違反に対する危機意識、研修の実施状況及び社内監査の実施状況についての質問を行っている。

(危機意識)

独禁法違反が起こる危機感を有している企業の割合は、50億円以上で58%、5千万円未満で23%であり、規模が小さくなるにつれて、危機感を有している企業の割合が減少している傾向が認められる。これは、違反行為がいったん発覚した場合の評判リスクについては大企業ほど影響が大きいためではないかと推測される。

このように、危機意識については、規模の大きい企業でも58%にとどまっており、建設業界では入札談合事件が頻発しているにもかかわらず、規模の大小を問わず一般的に危機意識が低いものと評価でき、このような低い危機意識が後述する研修の実施や社内監査の実施等の割合が低い状況につながっているものと考えられる。

(研修)

独禁法に関する法令遵守の研修を実施している企業の割合は、規模が小さくなる

につれて低下し、50億円以上で84%、5千万円未満で41%であった。

研修については、規模が小さい企業でも社外研修を含めれば比較的实施が容易であることから、全体として実施状況は不十分であると考えられる。

また、研修を実施している企業のうち、規模の小さい企業ほど、研修の実施方法として社外研修への参加を挙げる割合が増加傾向にあり、規模の小さい企業が自社内で研修を実施することは難しいことによるものと推測される。たとえ、自社内で研修を実施することが困難であっても、様々な団体等が研修を実施していることから、これらを活用し、従業員に研修を受講させることが望まれる。

(社内監査)

独禁法に関する法令遵守の社内監査を実施している企業の割合は、規模が小さくなるにつれて低下し、50億円以上で58%、5千万円未満で7%であった。

また、社内監査を実施している企業における実施頻度については、「年1回以上定期的に実施」、「2年に1回程度定期的に実施」、「随時実施」のうち、「年1回以上定期的に実施」していると回答している企業が61%と最も多かった。

いずれにしても、独禁法の法令遵守を達成するためには社内監査でチェックすることが極めて重要であるにもかかわらず、全体的に、社内監査の実施については極めて不十分な状況が認められる。

(3) 独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保

独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保に関し、自社のコンプライアンスの取組に対する評価、独禁法違反に対する懲戒処分の内容、独禁法違反への対応及びコンプライアンスの取組への経営トップの関与についての質問を行っている。

(評価)

独禁法関連のコンプライアンスのシステムは、形式・実質ともに十分であるとする企業の割合は、規模が大きくなるにつれてその割合が上昇する傾向にあり、50億円以上で51%、5千万円未満で11%であった。

形式・実質ともに十分であるとする回答割合が最も高かった50億円以上の企業でも31%の企業が、形式的には十分であるが実効性については不十分、16%の企業が形式・実質ともに不十分であると回答しており、大企業についても、自社のコンプライアンス体制の実効性について不安を持っていることが認められる。

(違反への対応・懲戒処分の内容)

独禁法違反を発見した場合において対応を決めている企業の割合は、50億円以上で78%であるが、規模が小さくなるにつれて低下し、5千万円未満で21%であった。また、独禁法違反に対する最も厳しい懲戒として懲戒解雇を挙げる企業の割合は、50億円以上が73%であるが、規模が小さくなるにつれて低下し、5千万円未満で16%であった。

取り分け、規模の小さい企業の取組状況が不十分である状況がうかがえ、これは、

規模の小さい企業においては、独禁法違反に対する危機意識が弱いこと、あるいは、内部統制の必要性が低く、経営トップの役割が大きいこと等によるのではないかと考えられる。

(経営トップのコンプライアンスへの関与の仕方)

経営トップがコンプライアンスの取組にどのように関わりを持っているか質問したところ、日ごろから経営トップがコンプライアンスの重視を呼びかけている割合は規模が大きくなるにつれて上昇する傾向にあり、50億円以上で80%、5千万円未満で43%であった。また、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断していると回答した割合は、逆に規模が小さくなるにつれて上昇する傾向にあり、50億円以上で29%、5千万円未満で47%であった。

50億円以上の企業においても、経営トップがコンプライアンスの重視を呼びかけている割合は80%にとどまっており、最近の建設業における入札談合事件の頻発状況を踏まえると、経営トップの問題意識が不十分と考えられ、違反を未然に防止するためには、経営トップ自ら日ごろからコンプライアンスの重視を呼びかけ、従業員に徹底する必要がある。また、規模の大きい企業については、法令違反が発見された場合の処理はトップ自らが判断をするよう更なる取組が期待される。

(4) 独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直しに関し、独禁法違反行為についての社内監査、課徴金減免制度の利用及び課徴金減免制度の評価等についての質問を行っている。

(社内監査)

独禁法改正を受けて独禁法違反行為の有無について社内監査を実施した企業の割合は、規模が小さくなるにつれて低下しており、全体としても低調であり50億円以上で24%、5千万未満で8%であった。

全体として極めて低調な状況がうかがえるが、昨年、東証一部上場企業に対して実施した同じ調査(平成18年1月時点)において建設業については6%にとどまっていることと比較すると、同規模と考えられる50億円以上の建設業者については、それなりに数値が高くなっていることが認められる。

(課徴金減免制度の利用)

利用することを考えている企業の割合は、5億円未満では10%未満であるが、5億円以上になると22%を超えており、5億円を境に数値が上がっている。

会社法で業務の適正を確保する体制の構築が求められている企業については、課徴金減免制度の利用を考える企業が増加している状況にあることがうかがえる。

また、50億円以上では22%であり、昨年、東証一部上場企業に対して実施した同じ調査(平成18年1月時点)において建設業については18%であった。

今回の調査は、平成18年9月に実施したものであり、改正独禁法施行後、平成18年1月4日から3月31日までの間に課徴金減免申請が26件あったことが公表され、

同年9月8日には旧首都高速道路公団発注のトンネル換気設備工事に係る入札談合事件で初めて課徴金減免制度を適用したことが公表されている状況であるにもかかわらず、昨年と比べ、課徴金減免制度を利用することを考えている企業の割合は幾分高くなったものの、それほど高くなっていない状況がうかがえる。

(課徴金減免制度の評価)

課徴金減免制度の導入が企業コンプライアンスの向上に役に立つと考える企業の割合は、50億円以上で53%であるが、規模が小さくなるにつれて低下し、5千万円未満で23%にとどまっている。また、「分からない」とする企業の割合は規模が小さくなるにつれて増加傾向にあるが、全体として高水準であり、50億円以上で42%、5千万円未満で62%であった。

課徴金減免制度については、いまだ実際に利用するまでに積極的な評価を行っている企業は少ないが、今後、同制度の実績が積まれることによって、評価が変化することが期待される。

(5) 入札談合防止のための取組

入札談合防止のための取組に関し、入札談合の原因、入札談合防止のために現在行っている取組及び入札談合防止のために有効と考える取組についての質問を行っている。

(原因)

入札談合の原因については、建設業界の長年の慣行の存在を挙げる企業の割合が最も高く、2番目に供給過多・需要縮小の建設業界の構造を挙げる企業の割合が高く、3番目に発注制度が入札談合を生じやすいものとなっていることを挙げる企業の割合が高かった。他方、入札談合を防止するための抑止力が不十分であるとする企業の割合は最も低かった。

50億円以上の企業については、2番目が発注制度の問題、3番目が建設業界の構造となっており、全体の傾向とは異なっていたが、建設業界の長年の慣行の存在を挙げる企業の割合が最も高いことは同じであった。

なお、原因を発注機関側からの働きかけとする企業の割合は、全体では9%であるが、50億円以上では42%となっており、規模が大きな企業においては、発注機関に原因があるとする企業が多くなっている。

(談合防止のために現在行っている取組)

入札談合防止のために現在行っている取組については、入札談合は行わないという明確な意思表示等経営トップの関与を挙げる企業の割合が最も高く、2番目に研修の充実を挙げる企業の割合が高く、3番目に法令違反を犯した者に対する懲戒等の処罰を挙げる企業の割合が高かった。

これを規模別にみると、コンプライアンス・マニュアルの整備や社内相談・通報窓口の設置など法令遵守に係る体制の整備については、50億円以上の企業では7～8割整備されているのに対し、5千万円未満の企業では1割以下にとどまっている

状況がみられるなど、企業規模によって顕著な差が認められた。他方、経営トップの関与については、規模にかかわらず高水準であるが全体で6割にとどまっている。

このように、現在行っている取組としては、経営トップの関与を挙げる企業が多い状況が認められたが、マニュアルの整備、従業員の法令遵守のための監視組織の設置、社内相談・通報窓口の設置及び営業担当者の配置転換等人事上の処置については、それほど多くの企業が挙げておらず、全体として取組状況は不十分であると考えられる。

また、経営トップの関与についても、現在の建設業における入札談合事件の頻発状況をみると、実効性あるコンプライアンスの向上に必ずしもつながっていないのではないかと考えられる。

(談合防止のために有効と考える取組)

入札談合を防止するために有効な取組については、業界全体の取組を挙げる企業の割合が最も高く、2番目に入札制度の改革を挙げる企業の割合が高く、3番目に企業側の自主的な取組を挙げる企業の割合が高かった。他方、入札談合に対して課す措置の強化を挙げる企業の割合は最も低かった。

これを規模別にみると、概ね全体と同じ傾向がみられたが、ただし、5億円以上の企業については、1番目が入札制度の改革、2番目が業界全体の取組となっており、全体の傾向とは異なっていた。また、50億円以上の企業では、2番目に業界全体の取組と同率で官製談合に対する厳正な対処が挙げられている。

比較的規模の大きな企業では、入札制度の改革や官製談合に対する厳正な対処が有効であるとする企業も多いが、全体として、談合防止のためには、業界全体の取組が重要と考える企業が最も多い。

入札談合防止のためには業界全体の取組が重要であるとの意識が強いことが認められたが、このような意識が業界全体の意識改革につながり、入札談合を防止するための取組の積極化につながるのであれば前向きに評価できるものと考えられる。他方、このような意識が個々の企業のコンプライアンス向上のための取組を消極的に評価するような対応につながるのであれば問題が多いと考えざるを得ない。

これに対して、当委員会が行った平成18年7月の地方公共団体等に対する調査によると、入札談合を防止するために必要な措置として、都道府県等は、事業者における企業コンプライアンスの向上を挙げるが多く、次いで、入札制度の更なる改革、入札談合に対して課す措置の更なる強化を挙げるところが多く、中核市等及び小規模市においても、この3つを挙げるところが多い。また、政府出資法人では、事業者における企業コンプライアンスの向上、入札談合に対して課す措置の更なる強化のほか、社会全体の法令遵守意識の向上を挙げる回答も多くみられた。

事業者側は業界全体の取組を重要と考える企業が多く、入札談合に対して課す措置の強化を重要でないと考える企業が多い一方、発注者側は事業者における企業コンプライアンスの向上、入札談合に対して課す措置の強化を重要と考えるところが多く、事業者側と発注者側で認識に大きな差が生じている状況がうかがわれる。

建設業界が業界全体として入札談合の防止のための取組を行っていく場合においては、行政側が積極的にこれを評価し、入札制度改革の動向や独禁法の運用状況等の最新の情報を提供するなど、このような業界全体の取組を支援することが望まれる。建設業界全体の取組とこれに対する行政側の支援が個々の企業のコンプライアンス向上を図る動きを助長していくことが強く期待される。

(6) 最近の入札制度改革等に対する評価

最近の入札制度改革等に対する評価に関し、公共工事品質確保法等による入札制度改革に対する評価、一般競争方式の拡大についての評価及び入札制度改善のための改革についての質問を行っている。

(総合評価方式の拡充の評価)

総合評価方式の拡充の評価については、価格以外の評価が入ったため、自らの技術力が評価されることになったことは好ましいと肯定的にとらえる企業の割合が規模にかかわらず最も高く、全体で61%であった。他方、技術提案等に係る企業側の負担が大きいと否定的にとらえる企業の割合も規模にかかわらず高く、全体で36%であった。

このように、総合評価方式の拡充の評価は割れているが、肯定的な評価と否定的な評価の割合を比べると、規模の大きい企業において、総合評価方式の拡充を肯定的にとらえる傾向があり、規模の大きい企業の方がより総合評価方式に対応している状況がうかがえる。

また、5千万円未満の企業の4割以上が、実際に適用を受けた工事はまだ少ないため、評価を行うことは難しいと評価しており、地方の小規模な工事では、総合評価方式が定着していない状況がうかがえる。

(一般競争方式の拡大についての評価)

一般競争方式の拡大については、ダンピング受注の増加につながり、建設業界においては好ましいことではないと否定的にとらえる企業が最も高く、規模が小さい企業の方がその割合が高い傾向にあり、全体では52%であった。他方、参加業者の特定が容易でなくなるため入札談合を抑制する効果があると肯定的にとらえる企業の割合も高く、規模が大きい企業の方がその割合が高い傾向にあり、全体では45%であった。

このように一般競争方式に対する評価は割れているが、肯定的な評価と否定的な評価の割合を比べると、規模の大きい企業において、一般競争方式の拡大を肯定的にとらえる傾向があり、規模の大きい企業は、より一般競争方式に対応している状況がうかがえる。

(入札制度改善のための改革)

入札制度の改善のために必要な改革については、公共工事品質確保法等を踏まえた総合評価方式による入札の拡大を挙げる企業の割合が最も高く、全体で52%であった。2番目には、ダンピング受注に対する政府による規制の強化を挙げる企業の

割合が高く、全体で45%であり、3番目には、発注方式・入札方式（競争入札、随意契約等）の適切な選択を挙げる企業の割合が高く、全体で44%であった。他方、一般競争入札の拡大を挙げる企業の割合は全体で17%と低く、また、違反企業への損害賠償請求の徹底等の入札談合に対して課す措置の強化を挙げる企業の割合も全体で6%と低くなっていた。

これに対して、当委員会が行った平成18年7月の地方公共団体等に対する調査によると、入札改革を行う上で必要な取組として、地方公共団体、政府出資法人ともに、一般競争入札の拡大、品質確保法への対応等品質確保のための施策の更なる徹底、違反企業への損害賠償請求の徹底等の入札談合に対して課す措置の強化を挙げる回答が多くみられた。

事業者側は一般競争入札の拡大、入札談合に対して課す措置の強化を重要と考える企業が少ない一方、発注者側はこれらを重要と考えるところが多く、事業者側と発注者側で認識に大きな差が生じている状況がうかがわれる。今後、発注者側としては、自らの政策の目的、有効性について事業者側の理解を深めるための更なる努力が必要と考えられる。

（7）総括

今回のアンケート調査は、かなり規模の小さい企業についても調査対象としており、調査結果を大企業、中小企業に分けて総括すると、次のようなものであった。

大企業については、コンプライアンス・マニュアルの策定やコンプライアンス担当部署の設置等、法令遵守に係る体制の整備はそれなりに進んできたと考えられるが、他方で、独禁法違反に対する危機意識は乏しく、社内監査の実施状況等についても不十分な状況がうかがえ、実質的なコンプライアンスの向上についての取組が今後の大きな課題となっている。

中小企業については、法令遵守に係る体制の整備及び実質的な取組ともに極めて不十分な状況にある。これは、中小企業にとっては、コンプライアンス向上のための体制整備等に負担感があることによるものと考えられるが、コンプライアンス・マニュアルの策定、コンプライアンス担当者の設置等比較的負担感の少ない事項については積極的な対応も可能であると考えられるほか、外部研修を活用する等の工夫が求められる。他方、大企業と比べ、経営トップの役割が大きいと考えられることから、トップ自らの意識改革により実質的なコンプライアンスの向上を図ることが期待される。

今回の調査では、入札談合に対する意識についても質問を行っているが、建設業界においては、入札談合の原因として、業界の長年の慣行の存在や供給過多・需要縮小の建設業界の構造を挙げる企業が多い状況にあった。また、入札談合を防止するための有効な取組としては、業界全体の取組、入札制度の改革を挙げる企業が多く、入札談合に対して課す措置の強化を挙げる企業が少なかった。このように、建設業界においては、入札談合について、個々の企業を超えた問題であるとの意識が

強い状況にあった。このような業界の意識が、業界全体の意識改革につながり、入札談合を防止するための取組につながるのであれば評価できるが、他方、このような業界の意識が、個々の企業のコンプライアンス向上の取組に対して抑制的に働くことにつながるのであれば問題と考えられる。いずれにせよ、業界の取組と個々の企業の取組が一体となってコンプライアンスの向上につながることを期待される。

建設業における最大の問題である入札談合については、公共調達に係る面が強いが、現在、入札制度改革が急速に進展しつつあり、入札談合を行いにくい制度への進行過程にあると考えられる。同時に、入札談合にかかわる企業に対するペナルティについても、改正独禁法の施行、指名停止期間の延長等大幅に強化されつつある状況にある。さらに、会社法や金融商品取引法においても、企業に対して法令遵守を強く求めるようになっている。

このような状況を踏まえると、業界全体として入札談合の防止に取り組んでいくこと自体は望ましいことであるが、仮に、責任を業界全体に押し付け、個々の企業のコンプライアンス向上を重視しない考え方が個々の企業にあるとすれば、現在の建設業をとりまく状況を十分把握しているとはいえず、現状に対する危機意識が不十分ではないかと考えられる。コンプライアンスの主体は、個々の企業であり、何よりも個々の企業が自らのコンプライアンスの実質的な向上を図ることが強く求められていると考えられる。